MIYAZAKI CITY

景観概要

宮崎市の景観に対する取組の現況

2021

目　次　　contents

1．宮崎市の概要

1.1　宮崎市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

1.2　宮崎市における景観の特性と課題・・・・・・・・・・　4

2．景観行政の取組

2.1　景観行政について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

2.2　景観にかかる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

2.3　花と緑にかかる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

2.4　屋外広告物にかかる取組・・・・・・・・・・・・・・・　21

3．施策の実施状況

3.1　景観への関心を高め意識の向上を図る・・・・・・・・　29

3.2　景観形成の総合的な推進体制を構築する・・・・・・・　40

3.3　規制・誘導を含めた効果的な展開を図る・・・・・・・　43

～ 資料編 ～

1．　宮崎市の行政組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

2．　宮崎市の景観行政の歩み・・・・・・・・・・・・・・・　58

1.　宮崎市の概要

１.１　宮崎市の概要

１.２　宮崎市における景観の特性と課題

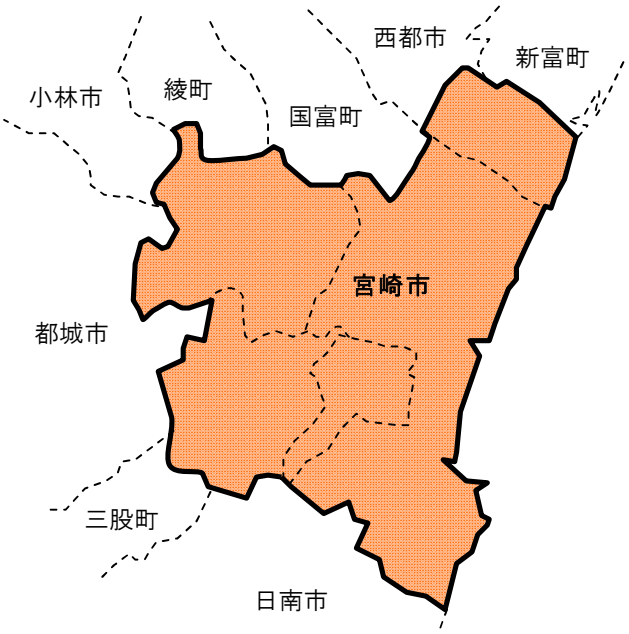
1.1　宮崎市の概要

1.1.1　沿　革

宮崎市は、大正 13 年 4 月 1 日に宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮村の廃置分合を行い、市制を施行しました。市制施行当時の人口は 42,920 人、面積は 45.15 平方キロメートルでした。

その後、昭和 7 年 4 月 20 日に檍村を、昭和 18 年 4 月 1 日に赤江町を、昭和 26 年 3 月 25 日には瓜生野、木花、青島、倉岡の 4 村を、昭和 32 年 10 月 1 日に住吉村を、昭和 38 年 4 月 1 日に生目村を編入合併しました。

平成の大合併では、平成 18 年 1 月 1 日に佐土原、田野、高岡の 3 町を、平成 22 年 3 月 23 日に清武町を編入合併し、人口約 40 万人、面積 643.67 平方キロメートルの県都として、新たなスタートを切りました。



本市は日向神話の舞台として、多くの神話伝承地を抱え、昭和 40 年 12 月「日本のふるさと観光文化都市」を宣言しました。また昭和 41 年 2 月 11 日には、この歴史につながる縁によって、橿原市と姉妹都市の盟約を結んでいます。

また、本市は温暖な気候に恵まれ、「太陽と緑」に象徴される国際観光リゾート都市として発展していますが、平成 4 年 5 月 25 日にはアメリカ合衆国バージニアビーチ市と姉妹都市に、平成 16 年 5 月 16 日には中華人民共和国葫芦島市と友好都市の締結を行いました。

この間、平成 10 年 4 月 1 日には、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ中核市に移行し、なお一層市民に密着した市政を目指し、九州の中核都市にふさわしい特色あるまちづくりを進めています。

1.1.2　位置及び地勢

本市は九州南東部に位置し、地形は北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められます。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいます。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続きますが、市南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈しています。

1.1.3　面積・位置（令和３年４月１日現在）

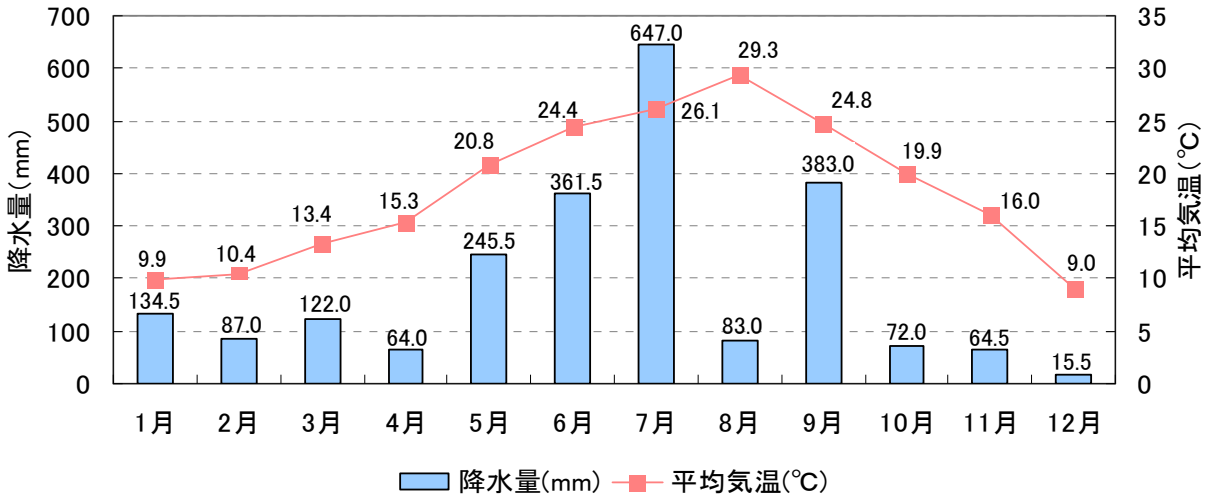
面　積	643.67 ㎢		極 東	佐土原町下富田	東 経　131°30′21″
			極 西	高岡町内山西和石	東 経　131°11′21″
距　離	東 西	29.9 ㎞	極 北	佐土原町上田島巨田	北 緯　32°03′57″
	南 北	38.3 ㎞	極 南	大字内海	北 緯　31°43′16″

1.1.4　気　候

○ 概　況（令和２年）

区　分		数　値	区　分	数　値
気 温	平　均	18.3 ℃	日照時間	2208.0 h
	最　高	37.2 ℃	平均湿度	76 %
	最　低	-1.7 ℃	平均海面気圧	1,015.2 hPa
年間降水量		2,279.5 mm		

○ 月別平均気温・降水量（令和２年）



1.1.5　人口及び世帯数（令和３年４月１日現在）

（平成 27 年国勢調査結果を基に推計）

	男	女	計	世帯数
旧宮崎市域	146,683	166,366	313,049	147,893
旧佐土原町域	15,588	17,492	33,080	13,562
旧田野町域	5,088	5,805	10,893	4,586
旧高岡町域	5,014	5,701	10,715	4,490
旧清武町域	13,923	14,848	28,771	13,253
合　計	186,296	210,212	396,508	183,784

1.2　宮崎市における景観の特性と課題

1.2.1　宮崎市の景観特性

（1）気候に恵まれ明るく開放的な景観が形成されている

本市は、温暖な気候に恵まれるとともに、全国的にみて降水量の多い地域でありながら日照時間が長いという特徴があります。

こうした気候により、明るい青空の広がる、太陽の光り輝くイメージを感じさせる都市となっています。



明るく開放的な景観

（2）地形条件により広がりのある景観が形成されている

本市は、南北に伸びる海岸線とその背後に広がる平野により、ダイナミックで広がりのある景観が見られます。

また、平野の西から南へ山地が連なり、「緑のスクリーン」として市街地を取り囲んでいます。さらに山から海へと広々とした水と緑の空間を感じさせる大淀川が流れています。



南北方向の海岸線



広々とした大淀川

（３）地域の特性に応じて多様な景観が形成されている

本市では、広がりのある豊かな自然環境のもと、私たちの生活や産業活動に根ざした様々な景観が見られます。高層ビルや店舗が立ち並ぶ商業地、農地や山林を開発してつくられた住宅地、あるいは農産物等の生産や生活の場としての田園や集落などの多様な景観が、美しい沿道景観とあわせて形成されています。



（４）自然や歴史、都市の特徴を表す多くの景観資源が分布している

本市には、特徴的な地形・植生を有する地域や自然公園などの自然的景観資源、歴史を物語る史跡や建造物などの歴史的景観資源、また大規模な都市公園、地区計画・
建築協定により計画的に整備された住宅団地など、都市的な景観資源が数多く分布しています。



河上家武家門

（５）花と緑が景観形成の重要な要素となっている

本市は、海岸線に沿った緑豊かな都市公園、大きく育った亜熱帯性の街路樹、また四季折々のイベントや、商店街・住宅地等における市民主体の花植えなどによって「花や緑のまち」が強くイメージされるまでになり、全国的にも高い評価を得ています。



花と緑のまちづくりを支える市民の取組



学校活動における花づくりの取組


宮崎市の景観特性
緑のスクリーン
海岸線
幹線道路
幹線道路
大淀川
日向灘
幹線道路
緑のスクリーン
市街地の景観
田園・集落の景観
山並み・緑地の景観

1.2.2　宮崎市における景観の現状と課題

（１）開発や地域社会の動向

人口増加に伴う郊外の住宅開発によって、ゆとりある良好な住環境が創出されてきましたが、その反面、山林や農地などの貴重な緑地が減少してきました。また、人口の郊外への分散傾向が見られるなか、自動車の普及に伴う郊外の大型店や沿道型サービス施設の立地により、広々とした田園風景の一部は失われ、そのあとには様々な種類の店舗や広告物が乱立する画一的な街並みが出現してきました。

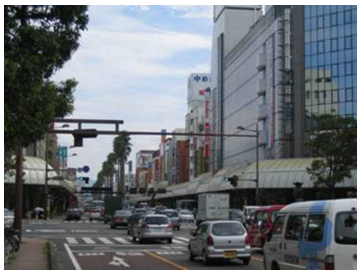
このようななか、商業・業務機能が集積する中心市街地の活力が停滞し、県都としての魅力ある街並みも変化しつつあります。



郊外型の住宅地の増加



沿道型サービス施設の増加



中心市街地の様子

（２）建築物の動向

近年の建築技術や材料の開発により、様々な形態・色彩の建築物が出現し、一部では周辺景観と著しく不調和な印象を与えている建築物もあります。特に中心部や住宅地ではマンション建設による眺望景観の阻害などの問題も生じています。

さらに、郊外における大型店や沿道型サービス施設の立地は、大規模な建築物や駐車場の出現とともに、様々な業態のサービス施設の立地を誘引し、周辺景観を大きく変化させる要因となっています。



様々な高さや色彩の建築物の増加



大規模な商業店舗の出現

（３）広告物の動向

郊外の幹線道路沿いでは、各種のサービス施設の立地により、様々な形や色の広告物が出現し、にぎやかな印象を与える一方、統一感のない雑然とした印象を与えています。

また、建築物の屋上に設置される大規模な広告物には、山並みなどへの眺望を妨げているものもあり、農村部においては、落ち着きのある田園景観を阻害するような広告物も見られます。

その他、近年では窓内広告やＬＥＤ広告など、広告物も多様化しています。



幹線道路の広告物



郊外の広告物



窓内広告

（４）その他

都市中心部の幹線道路などでは電線類の地中化が進められていますが、いまだ電柱や電線が目立つ状況です。また、近年の携帯電話の普及に伴い、その無線中継用の鉄塔が乱立して、高圧線の鉄塔などとあわせて周辺景観に大きな影響を与えています。

その他、一部の市民のマナーの低下によるゴミのポイ捨てや自転車の放置なども、景観を損ねる要因となっています。



携帯電話の無線中継用の鉄塔



高圧線の鉄塔



バス停への自転車の放置

２．　景観行政の取組

２.１　景観行政について

２.２　景観にかかる取組

２.３　花と緑にかかる取組

２.４　屋外広告物にかかる取組

2.1　景観行政について

（１）行政組織

本市は、平成２年度に都市景観条例を制定し、美しい自然と情景につつまれた景観都市を目指して、様々な景観施策をより積極的に展開しており、平成 17 年４月から都市整備部に都市景観課（平成 20 年４月から景観課）を創設し、行政組織の充実を図っています。

【　景観課の事務　】

○屋外広告物指導係

- 屋外広告物の許可等に関すること
- 屋外広告物の規制、指導等に関すること
- 屋外広告業の登録、指導等に関すること
- 公共掲示板の利用の承認及び維持管理に関すること

○景観企画係

- 景観に係る企画及び調整に関すること
- 宮崎市景観審議会に関すること
- 景観法及び宮崎市景観条例に基づく届出等に係る助言及び指導に関すること
- 自然公園法に基づく許可に関すること
- 風致地区内における建築物その他工作物の建築等の許可に関すること
- 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと

○花と緑の係

- 緑の保全及び緑化の推進に関すること
- 花のまちづくり事業の企画立案に関すること
- 緑の審議会に関すること
- 緑化についての相談及び指導に関すること
- 都市緑地法に関すること

【　令和３年度 景観課の体制　】

（単位：人）

	課　長	課長補佐（等）	係　長（等）	主　任主　事	主　任技　師	主　事	技　師	任期付職　員	会計年度任用職員	計
	1									1
屋外広告物指導係			2	1		1			6	10
景観企画係		1	1		1			1	1	5
花と緑の係		1	1	1		1	1		2	7
計	1	2	4	2	1	2	1	1	9	23

（２）審議会、関係団体等

【　宮崎市景観審議会　】

宮崎市景観条例第 26 条の規定により設置され、14 名の委員で構成されています。景観の形成に関する事項や屋外広告物に関する事項を調査審議しています。

○令和２年度の開催状況

・第 2 回（令和 3 年 1 月）
「道路開通に伴う屋外公告物の規制の設定について」

○委員構成

①知識経験を有する者　：　７名
（都市計画・建築・観光・商工・芸術・景観・教育）
②市民　：　４名
③屋外広告業を営む者　：　１名
④関係行政機関職員（国・県）：　２名

【　宮崎市緑の審議会　】

宮崎市緑のまちづくり条例第 30 条の規定により設置され、緑化推進等に関する事項を調査審議しています。

○令和２年度の開催状況

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和３年度に延期

○令和元年度の開催状況

・第 24 回 緑の審議会「郷土の名木の指定について」

○委員構成（R3.4.1 現在）

①学識経験者　：　２名
②市民団体構成員及び市民　：　９名
③関係行政機関職員　：　２名

（３）景観整備機構

良好な景観の形成に取り組む住民を支援するため、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体となる団体として、景観法に基づく「宮崎市景観整備機構」を指定しました。

・指定機関　　（一社）宮崎県建築士会
・指 定 日　　平成 20 年 12 月 26 日

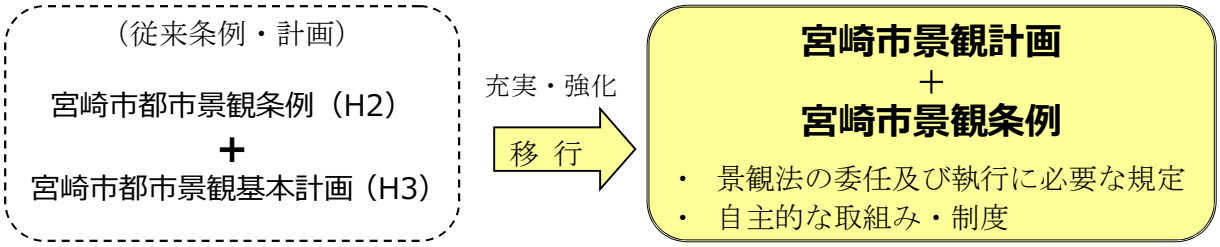
2.2　景観にかかる取組

2.2.1　宮崎市景観条例〔旧　宮崎市都市景観条例〕

宮崎市都市景観条例は、都市景観の形成に関する基本的かつ必要な事項を定め、これを総合的に推進することにより、緑豊かな自然と文化に育まれた、宮崎らしい、美しく魅力あるまちづくりを推進するため、平成 2 年 4 月に施行されました。その後、平成 19 年 9 月に改正され、宮崎市景観条例として、平成 20 年 1 月に施行されました。

【　策定の経緯　】

平成元年	景観に関する条例制定に向けて検討開始
平成 2 年　3 月	宮崎市都市景観条例制定（4 月 1 日施行）
平成 2 年　6 月	都市景観審議会に景観基本計画の考え方等について諮問
平成 3 年　2 月	答申
平成 3 年　3 月	景観基本計画（案）について諮問・答申
同月	条例規則制定・施行
平成 14 年 12 月	一部改正（バス広告の事前届出制を導入）
平成 18 年 6 月	一部改正（大規模建築物等の新築等の届出に関し色彩基準の導入）
平成 19 年 9 月 28 日	改正（名称を宮崎市景観条例に変更、景観法が委任している規定及び同法の施行に必要な規定の整備）
平成 19 年 10 月　1 日	宮崎市景観計画告示
平成 20 年 1 月　1 日	改正条例施行
平成 21 年 3 月 30 日	一部改正（建築物の届出対象規模の見直し）
平成 23 年 3 月 31 日	一部改正（景観形成推進地区、景観まちづくり協定制度の制定）



【　条例の内容　】

○総　則

市民の地域に対する誇りと愛着をはぐくむような美しく魅力ある景観づくりを市民、事業者及び行政が協働して推進し、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的としています。

○景観計画

・景観計画の策定

景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画を定めます。

・重点景観形成地区等

特に景観の形成を図る必要があると認める区域を**「重点景観形成地区」**とし、地区の特性に応じた、景観形成計画及び景観形成基準を定め、当該地区内の建築行為等について、市長

はその規模に関わらず事前届出を義務付け、地区基準等に適合するように、助言・指導を行います。

また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観まちづくり協定を締結し、認定された地域を「景観形成推進地区」と定め、地元と連携しながら景観形成を推進しています。

・景観計画への適合

建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更等及び屋外広告物の表示、設置等の行為が景観計画に適合するように努めなければなりません。



○景観法の施行に関する事項

・景観計画区域内行為等届出

市域全域を対象に、一定規模以上の建築物や工作物等については、その建築行為等に先立ち景観上配慮すべき事項について事前に届け出ることを義務付け、市長は必要に応じて「宮崎市景観計画（平成19年10月策定、平成24年3月変更）」に基づき、助言・指導を行います。宮崎市景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導を行います。

○屋外広告物の表示等

・屋外広告物表示等届出

重点景観形成地区及び重点景観形成地区以外で一定規模以上の屋外広告物については、その表示等に先立ち、その内容を届け出ることを義務付け、市長は必要に応じて宮崎市景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導を行います。

・乗合自動車広告物表示届出

乗合自動車に表示する広告物は、視認性が高く、一定の区間（路線）を継続的に移動することから、運行される地域の景観に大きな影響を与えることがあるため、届出の対象とし、デザイン等について助言・指導を行います。

○景観重要建造物等

・景観重要建造物等

景観形成上重要な建築物、樹木を景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、助言・指導を行い、その保全に努めます。

○表彰、助成等

・表 彰

景観の形成に寄与していると認められる建築物や工作物などの所有者、設計者、施工者、及び景観の形成に関する活動を推進している者その他景観の形成に貢献している者を表彰します。

・景観の形成に係る助成等

景観の形成のために必要と認める場合は、技術的援助や助成を行います。

○宮崎市景観審議会

本条例及び宮崎市屋外広告物条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議します。

2.2.2　宮崎市景観計画

（１）宮崎市都市景観基本計画

本市では、平成 2 年に施行された宮崎市都市景観条例に基づき、都市景観形成のマスタープランである「宮崎市都市景観基本計画」を平成 3 年 3 月に策定しました。

「豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき」を基本理念として４つの基本目標と 10 の景観形成基本方針を設定し、良好な都市景観の形成を進めてきました。

（２）宮崎市景観計画の策定

平成 2 年の宮崎市都市景観条例の施行、平成 3 年の条例に基づく都市景観基本計画の策定以来、景観行政に取り組んできておりましたが、その間、社会情勢の変化から本市の景観を取り巻く状況も大きく変化してきました。このような中、平成 16 年には、良好な景観の形成を促進するため、我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が国により制定されました。また、平成 18 年 1 月には佐土原、田野、高岡の 3 町及び平成 22 年 3 月の清武町編入合併により市域が拡大し、さらに多様な景観が加わりました。

本市では、社会情勢の変化や合併による市域の拡大に的確に対応するとともに、景観法の制度を活用するため、平成 19 年 10 月に「宮崎市景観計画」を策定しました。その後、新たな重点景観形成地区の指定や、清武町域の追加等（平成 25 年 12 月）改正をしています。

宮崎市景観計画は、旧宮崎市都市景観基本計画における理念・方針等の考え方を拡充させた景観形成のマスタープランとなります。景観計画の策定により、旧都市景観条例に規定された「大規模建築物等の新築等の届出」等の制度は、一部を除き、景観法に基づくものに位置づけられました。

【　景観計画の概要　】

①景観計画区域

本市全域を景観計画の区域とします。このうち旧条例に基づく都市景観形成地区として指定していた４つの地区(橘公園通り地区については平成 21 年 4 月に大淀川地区として区域を拡大)に、宮崎駅東通り地区（平成 24 年 3 月）を加えた 5 地区を、景観形成上特に重要な地区として重点景観形成地区としています。

また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組み、景観まちづくり協定が締結、認定された地区を「景観形成推進地区」として四季通り地区を指定しています。

②景観形成の方針

「豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき」を景観形成のための基本理念とし、本市が目指すべき景観のイメージとなる４つの目標を定め、これらの実現に向け、６つの基本方針を示します。

重点景観形成地区等については、市域全体の景観形成に関する方針に加え、地区ごとの整備方針を示します。

③景観形成のための行為の制限に関する事項

市域全体（重点景観形成地区等を除く）においては、高さ、もしくは建築面積及び延べ面積に応じて届出対象行為を定めます。

＜市域全体（重点景観形成地区を除く）＞

・建築物及び工作物の外観の基調色は、色相Ｒ、ＹＲ、Ｙは彩度６以下、その他の色相は彩度５以下を基準とします。

＜重点景観形成地区＞

・建築物及び工作物の外観の基調色は、色相Ｒ、ＹＲ、Ｙは彩度６以下、その他の色相は彩度５以下を基準とします。

ただし、大淀川地区・駅東通り地区については、建築物及び工作物の外観の基調色は、色相Ｒ、ＹＲは彩度４以下、Ｙは彩度３以下、その他の色相は彩度２以下かつ明度は７以上（緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物等の場合は、明度２以上７以下）を基準とします。

大淀川地区の内、橘公園通りゾーンについては、上記の基準に以下の基準を加えます。

・建築物の壁面は「前面道路」から原則として１ｍ（延べ面積が 2,000 ㎡以上の建築物については 2m）以上後退した位置に設けること。

＜景観形成推進地区＞

・四季通り地区は、１階開口部をショーアップウィンドウあるいはシースルーシャッター等とする。附帯設備類は、原則として通りから見えにくい場所に設置するなどといったガイドラインを定めています。

＜移動通信用鉄塔＞

・鉄塔の基調色は、色相Ｒ、ＹＲ、Ｙは彩度６以下、その他の色相は彩度５以下を基準とし、背景との調和に留意します。

（対象区域：重点景観形成地区等、「道路景観軸」に位置付けられた道路路端から 300m以内）

④景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項

多くの市民に親しまれている建造物や樹木のうち、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

⑤屋外広告物の表示等の制限に関する事項

景観形成のため、屋外広告物の表示等の制限に関する事項を定めます。

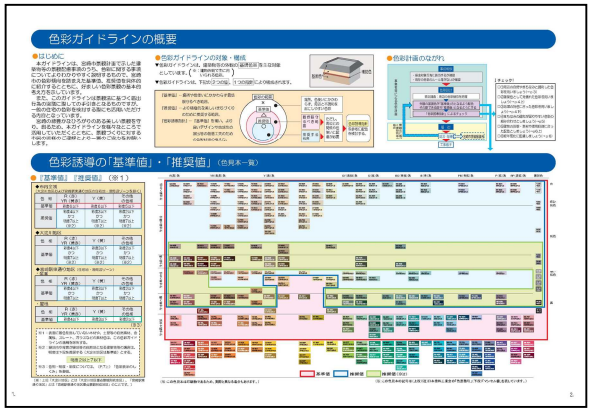
⑥景観重要公共施設の設備等に関する事項

景観重要公共施設の指定に関する事項を定めます。

⑦景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら策定を推進します。





2.3　花と緑にかかる取組

2.3.1　宮崎市緑のまちづくり条例

この条例は、平成 13 年 9 月に策定した「宮崎市緑の基本計画」に基づき、市・市民及び事業者の三者が一体となり、花と緑の豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進するため、その指針となるべく、平成 15 年 4 月に施行されました。

平成 15 年 4 月　条例制定（4 月 1 日施行）
平成 20 年 1 月　一部改正

【　条例の内容　】

○総　　則

緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とします。

○基本理念

①雄大な大淀川を中心とした豊かな自然、観光都市としての緑の造形等、先人達が情熱を注ぎ創り上げてきた貴重な財産である緑を後世に確実に引き継ぎます。
②新たな緑の公共的空間の確保を図ることにより、美しいまちづくりを推進します。
③心に安らぎとゆとりを与え、まちに潤いをもたらす緑の重要性を認識し、生活の中に緑を感じ、緑との共生を通じ、市民一人一人が真に豊かさを実感できるようなまちづくりを推進します。



○緑地の保全

・　市長は良好な自然景観を形成している緑地で、市民の保健休養又は良好な景観の形成のために保全することが必要であると認める区域を緑の保全地区として指定し、行為の制限事項を定めることにより建築や開発などから緑地を守ります。

・　市長は緑の保全地区内の土地所有者等の方々と「緑の保全協定」を締結することができます。協定では、区域内の行為の制限事項や協定期間等を定め、土地所有者等の方々は区域内の緑の保全に努める必要があります。

○郷土の名木

・　良好な自然環境を維持するために必要があると認める樹木で一定の基準に該当するものを所有者の同意をいただき、「郷土の名木」として指定し、貴重な緑地を後世に引き継ぎます。

○緑化の推進

・　市庁舎や学校、道路などの市の施設は、市民の見本となるように率先して緑化を図ります。また、国・県などの公共施設についても、緑化を図るように要請します。

・　民間施設も、一定規模以上の建築や開発を行う場合には、事前に緑化計画書を提出していただき、樹木を植栽するなど緑化を図っていただきます。

○緑の審議会

・　緑化を推進するため、市民の代表者などからなる「宮崎市緑の審議会」を設置します。

○市民活動の支援

・　花と緑を通した地域の交流と活性化を図る市民や民間団体の活動を支援します。

2.3.2　宮崎市緑の基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法第 4 条の 2 に規定されており、「緑地の保全及び緑化の目標」「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」といった緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために定める基本計画であり、計画を定めたときは公表することが義務づけられています。

「宮崎市緑の基本計画」は平成 13 年 9 月に策定し、平成 18 年 1 月の佐土原町・田野町・高岡町及び、平成 22 年 3 月の清武町との合併に伴い、平成 20 年 3 月及び平成 26 年 3 月に改訂しています。また、「第五次宮崎市総合計画」や「宮崎市都市計画マスタープラン」の改訂や、都市緑地法及び都市公園法の一部改正を踏まえ、平成 31 年 3 月にも改訂しており、本市における公園や学校などの公共施設のほか、民有地の緑も含めた市域全体の緑について、その保全と整備の方針、都市の緑化を推進するための今後の取組を定めています。

【　計画の対象区域・目標年度　】

緑の基本計画の対象区域は、宮崎市全域とします。

また、計画の目標年度は、第五次宮崎市総合計画との整合を図り、２０２７年度とします。

【　計画の内容　】

本計画で扱う「緑」とは、自然緑地や農地などの生産緑地からなる地域制（自然系）緑地等と、都市公園や都市公園以外の公共施設緑地や民有緑地からなる施設緑地に分類し計画しています。また、本計画では、３つの緑の将来像と６つの基本方針を定め、これらの実施に向けて推進する施策を、「緑の保全」、「緑の創出」、「緑の共創」の三つに分類し定めています。

【施策の体系図】

人口減少	少子高齢社会	公共投資余力の減少	地方創生

	緑の分析・評価	緑を保全・推進するための課題	保　全
都市環境の改善・維持	山地の森林や河川、海岸線に囲まれた自然豊かな都市環境が形成されている。	●法の遵守による自然環境の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	郊外の耕作放棄地や放置林の増加などにより緑が減少している。	●法の遵守による農林業地の保全 ●農林業従事者への支援	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●農地の保全 2-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市街地や郊外では自然や歴史的風土を感じられる天然記念物等が保全されている一方、郷土の名木は減少している。	●天然記念物等の保全 ●郷土の名木の保全と継承	●名木等の保全 1-(3)
	市街地の緑の不足はヒートアイランド現象の要因となる等、快適に生活できる都市環境を損なっている。	●快適な都市環境を提供する緑化の推進	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●水辺空間の保全 3-(1) ●開発行為における緑の保全 4-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
生物多様性の確保	森林や河川、干潟や海浜等、生きものが生息できる自然環境が形成されている。	●法の遵守による自然環境の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	郊外の里地里山、農地等に生きものが生息できる環境が形成されている。	●法の遵守による緑の保全 ●農林業従事者への支援	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●農地の保全 2-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市街地は生きものが生息できる緑が不足している。	●緑の保全 ●緑化の推進 ●水辺空間の保全	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●水辺空間の保全 3-(1) ●開発行為における緑の保全 4-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	河川・街路樹等、生きものの移動空間となるべき緑が不足している。	●緑の維持管理 ●緑化の推進 ●水辺空間の保全	●水辺空間の保全 3-(1)
レクリエーション	広域的なレクリエーションの場として、多様なニーズに対応できる公園等が必要である。	●都市公園の市民ニーズへの対応 ●都市公園の維持管理 ●新たな魅力の向上	
	身近なレクリエーションの場となる市街地の公園が不足している。	●都市公園の市民ニーズへの対応 ●緑のオープンスペースの確保	
	市内各所に自然や歴史とのふれあい・学習の場として、自然公園等が整備されている。	●自然・歴史公園等の保全 ●新たな魅力の向上	●森林等の保全 1-(1) ●優れた樹林地の保全 1-(2)
防災・減災	南北の海岸沿いには潮害防備保安林が整備され、山地には山間部の崩壊等を防ぐ保安林が指定されている。	●法の遵守による緑の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	郊外の山林や農地等は土砂災害の未然防止に寄与している。	●法の遵守による緑の保全 ●農林業従事者への支援	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●農地の保全 2-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市内各所に運動公園等の広域避難場所が整備されている一方、市街地の緑のオープンスペースや、火災時の延焼防止効果が高い緑が不足している。	●都市公園等の維持管理 ●緑のオープンスペースの確保	
景観形成	山地では太陽光発電施設の建設等に伴い森林等の緑が失われており、海岸においても砂浜が侵食される等、美しい自然景観が失われつつある。	●法の遵守による自然景観の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●開発行為における緑の保全 4-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市街地はワシントニアパームやクス並木により、緑を生かした都市景観が形成されており、一層の魅力の向上が必要である。	●緑の維持管理 ●緑化の推進 ●宮崎らしい景観形成	
	市街地は風致地区や緑の保全地区が指定され、良好な景観を形成している。	●法の遵守による緑の保全	●森林等の保全 1-(1) ●優れた樹林地の保全 1-(2)
	駅、空港、港は宮崎らしさを印象付ける緑が整備されており、一層の魅力の向上が必要である。	●緑の維持管理 ●緑化の推進 ●宮崎らしい景観形成	
地域活性化	少子高齢社会の進行により、市民緑化活動の担い手が減少している。	●持続可能な市民緑化活動の促進・支援	

課題を解決するための施策		緑の基本目標	基本方針
創　出	共　創		
		自然環境が継続して保全され、良好な都市環境が提供されている。	良好な都市環境の形成
		郊外の農林業地が維持され、自然と共存できる環境が提供されている。	
		天然記念物や郷土の名木等が保全され、緑の重要性が引き継がれている。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●水辺の整備 3-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2) ●民有地の緑化 6-(1) ●各種法制度を活用した緑化の推進 6-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	緑あふれる市街地が形成され、快適に生活できる都市環境が提供されている。	
		自然環境が継続して保全され、多様な生きものが生息している。	多様な生きものとふれあえる都市の形成
		郊外の里地里山、農地等が適切に維持管理され、多様な生きものが生息できる緑が保全されている。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●水辺の整備 3-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2) ●民有地の緑化 6-(1) ●各種法制度を活用した緑化の推進 6-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	市街地の緑においても、多様な生きものとふれあうことができる。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●水辺の整備 3-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	河川・街路樹等の緑が適切に管理され、生きものの移動空間が確保されている。	
●拠点となる公園の整備・維持管理 1-(2) ●既存公園のリニューアル 1-(3) ●公園管理体制の充実 1-(4) ●花と緑に親しむ拠点づくり 4-(2)		広域的なレクリエーションの場として、多様化したニーズへの対応、観光資源としての魅力の向上が図られ、効率的な維持管理体制が整えられている。	時代のニーズに対応した緑のレクリエーションの場の形成
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●既存公園のリニューアル 1-(3) ●公園管理体制の充実 1-(4) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	市街地における緑のオープンスペースの不足が解消されるとともに、多様化した市民ニーズに対応した利用が可能となっている。	
●拠点となる公園の整備・維持管理 1-(2) ●公園管理体制の充実 1-(4)		自然や歴史とのふれあい・学習の場として公園等が適切に管理され、地域資源としての魅力の向上が図られている。	
		自然災害の防止に役立つ緑が継続して保全されている。	防災・減災に役立つ緑の形成
		郊外の山林や農地等が維持され、自然災害の防止に役立つ緑が保全されている。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●拠点となる公園の整備・維持管理 1-(2) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2) ●民有地の緑化 6-(1) ●各種法制度を活用した緑化の推進 6-(2)		広域避難場所が適切に管理され、市街地の緑のオープンスペースや延焼防止効果の高い緑の不足が解消されている。	
		自然豊かな景観が維持されている。	緑による美しい景観形成
●花と緑による地域性の演出 4-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	宮崎のシンボルとなる緑が適切に管理・創出されている。	
		風致地区や緑の保全地区の指定が継続され、良好な景観が継続して保全されている。	
●駅、空港、港湾への緑地整備 2-(1) ●花と緑による地域性の演出 4-(1) ●道路の緑化 5-(1)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	宮崎を代表する空間や交通拠点などは、花や緑による修景が施されている。	
	●担い手の育成 1-(1) ●緑の市民活動の充実 1-(2)	市民緑化活動が継続され、緑を通じた地域活性化が図られている。	市民との共創による緑化活動推進

（緑地の分類）



1

出典：新編　緑の基本計画ハンドブック（一般社団法人　日本公園緑地協会）

2.4　屋外広告物にかかる取組

2.4.1　宮崎市屋外広告物条例

良好な景観の形成や公衆に対する危害防止を目的として、平成 10 年 4 月 1 日の中核市移行により宮崎県から事務が委譲されたことに伴い、宮崎市屋外広告物条例を施行しました。

全市を地域特性に合わせて 6 段階に区分けし、適切な基準を設定し規制しています。また、掲出を原則禁止する地域・物件も定めています。

また、市による是正指導だけではなく、路上違反広告物追放推進員を委嘱し、市民との協力による取締りや除却等にも取り組むことで、良好な景観づくりを行っています。

【　策定の経緯　】

平成 9 年度	条例制定（12 月 25 日） ・平成 10 年度の中核市移行に伴い、屋外広告物法に基づき制定 ・平成 10 年 4 月 1 日施行
平成 14 年度	路線バスに表示される広告物（ラッピングバス広告）の許可制の導入 〔主な基準〕・表示可能面積：前面を除く各側面積の１／３以下 ・掲示可能台数：本市に使用の本拠を有するバスの１／５以下
平成 16 年度 平成 17 年度	屋外広告物法の改正に伴う制度改正
平成 20 年度	**①大淀川地区の屋外広告物の上乗せ規制の設定** ・宮崎市の景観上重要な軸である大淀川の周辺地区について、通常の屋外広告物の規制に加え、色彩基準の設定や、屋上広告の高さの制限などの上乗せ規制を行う（平成 21 年 10 月 1 日施行） **②屋外広告物実態調査事業の実施** ・市内全域の屋外広告物の状況を調査
平成 21 年度	屋外広告物適正化推進計画の策定 ・屋外広告物実態調査事業に基づき、宮崎市の屋外広告物のあり方を明示し、その適正化に向けた計画として策定
平成 22 年度	**①特例許可制度の創設** ・違反広告物であっても是正計画書の提出を条件として許可できる制度を導入許可をすることにより、市の管理下に置き、継続的に是正指導を行う **②未申請者に対する申請指導開始（6 月から）** **③地域活性化広告物制度の創設** ・地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とした広告物については、一定のルールの下、特例的に許可できる制度を導入 （本格運用は平成 23 年度から）
平成 23 年度	**①大規模店舗の特例基準の制定** ・大規模小売店舗立地法の「大規模小売店舗」に該当する事務所（店舗面積 1,000 ㎡以上）については、店舗面積の 1,000 ㎡を超える部分の３％を、総量基準に加算する特例措置を設定（第３種禁止地域、第１種規制地域、第２種規制地域に限る）

平成 23 年度	②宮崎駅東通り地区の屋外広告物の上乗せ規制の設定 ・宮崎の玄関口である宮崎駅と宮崎港とを結ぶ景観形成上重要な宮崎駅東通り地区について、通常の屋外広告物の規制に加え、色彩基準の設定および高さの制限、道標の制限などの上乗せ規制を行う（平成 24 年 4 月 1 日施行） ③屋外広告物ガイドラインの策定 ・望ましい広告景観のあり方を示すことで、広告物に対する広告主や事業者、市民の理解と共通認識を醸成し、広告物のデザインの向上や屋外広告物を活用したまちづくりにつなげつつ、宮崎市全体の良好な屋外広告物景観を形成していくため、「宮崎市の屋外広告物のビジョン」を策定
平成 25 年度	①清武町域の屋外広告物実態調査事業の実施 ・平成 20 年の実態調査当時、未合併だった清武町域の屋外広告物の実態調査を実施 ②屋外広告物適正化推進計画の改訂の実施 ・平成 25 年度が目標年度のため、施策や目標を見直し、改訂を行った ③地域活性化歓迎広告物ガイドラインの策定 ・地域活性化広告物のうち、歓迎広告に関するガイドラインを策定
平成 26 年度	特例許可制度の改訂 ・平成 27 年 3 月末で終了予定だった特例許可制度を延長及び清武地区のみ新規受付可能とした
平成 28 年度	違反是正指導要綱策定、施行（屋外広告物、屋外広告業）
令和 2 年度	宮崎市屋外公告物条例を改正 ・屋外公告物の安全対策を推進するため、条例に点検義務を明文化する改正を行った（令和 3 年 7 月 1 日施行　ただし一部は令和 3 年 10 月 1 日施行）

【　規制の概要　】

〇禁止広告物の指定

〇禁止物件の指定

〇地域的規制

用途地域をベースにして、市域全域を禁止地域と規制（許可）地域に区分し、それぞれの地域区分に応じて一事業所あたりの総量規制や、広告種別ごとの掲出基準を設定しています。

禁止地域：原則として自家用広告物と一定面積以下の道標（店舗案内）は掲出可

規制地域：許可を受けることにより、自家用広告物以外も掲出可

【　違反広告物の簡易除却　】

〇道路上の電柱等に掲示されたはり紙・はり札・広告旗・立看板について、屋外広告物法及び宮崎市屋外広告物条例に基づき、撤去します。

〇行政のみでは違反広告物の追放は難しいため、市民ボランティアである「路上違反広告物追放推進員（みちがえ・たい）」を募集し、身分証明書・腕章のほか、除却のための用具（ヘラ・スプレーなど）を貸与しています。

〇行政機関、関係団体及び路上違反広告物追放推進員が一同に会し、年 2 回、市内一斉に違反広告物の簡易除却活動を実施しています。

2.4.2　宮崎市屋外広告物適正化推進計画

本市では、平成 10 年の中核市移行に伴い「宮崎市屋外広告物条例」を定め、屋外広告物の許可業務を行っており、平成 20 年度には、屋外広告物の掲出状況を詳細に把握するため、当時全国的にも前例の少ない、全市域を対象とした屋外広告物実態調査を実施しました。その結果、ルールを外れて掲出されている物件が多数存在することが判明しました。

宮崎市屋外広告物適正化推進計画は、このような状況に適切に対処し、宮崎の美しい景観づくりに資するため、屋外広告物のあり方を明示するとともに、その適正化に向けた実効性のある計画として平成 22 年 6 月に定めました。平成 25 年度に目標年度を迎えたため、施策、目標等を見直し、平成 26 年度に改訂しました。

計画策定から 10 年経過し、今後の屋外広告物適正化のあり方を検討する時期にきていることから、景観計画の見直しのなかで屋外広告物の適正化のあり方についても見直しをしていくこととしております。

【計画の対象区域・目標年度】

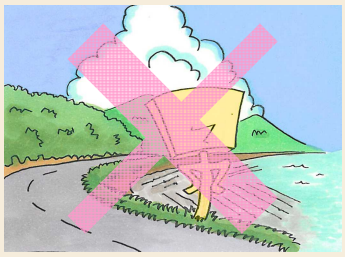
市全域を対象区域とし、平成 30 年度までに調査時 38.5%の申請率を 76.5%まで高めることを目標とします。令和 2 年度の申請率は 77.6%と目標値を上回っています。

【計画の内容】

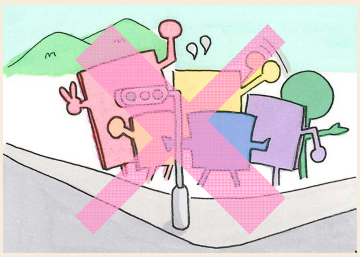
本計画では、基本理念を設定し、本市の屋外広告物のあるべき姿を提示し、４つの基本方針を設定しています。

しかし、この基本理念を実現していくためには、屋外広告物制度そのものが機能していることが前提です。そのためにはまず、制度そのものの信頼性を確立する必要があることから、４つの基本方針に基づく各種施策と並行して制度の適正化に関する施策を推進していきます。

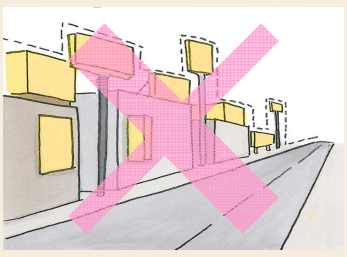
屋外広告物の現状



山並みや海への眺望を
阻害する屋外広告物

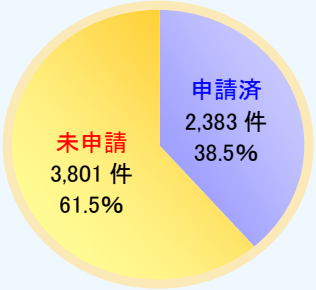


交差点などの安全性を
阻害する屋外広告物

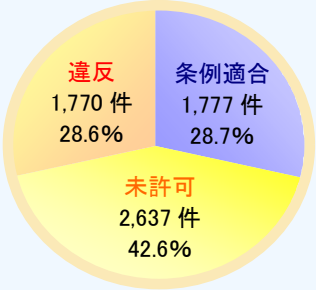


画一的で地域らしさのない
圧迫感のある屋外広告物

（実態調査の結果） ※平成 20 年度調査



屋外広告物数
合計 6,184 件



約６割が許可を得ずに出されています

約３割が条例違反となっています

2.4.3　スケジュールと推進体制

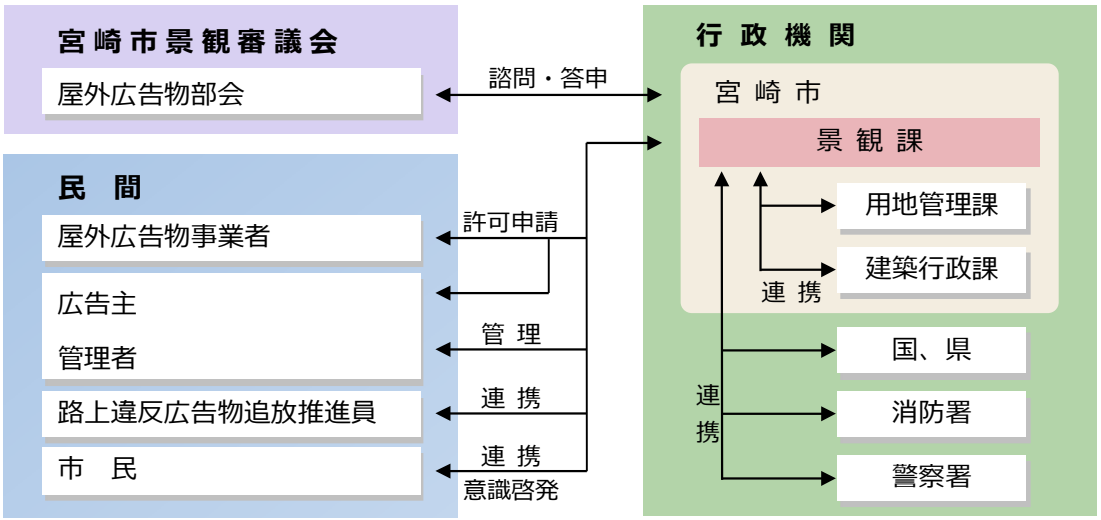
【　施策内容とスケジュール　】

具体的な施策の内容と実施スケジュールは以下のとおりです。

分類	施策名	短期（H26～H27）	中期（H28～H29）	長期（H30 以降）
1 屋外広告物の適正化に関する施策	①清武町の実態調査結果の整理･分析	■		
	②地域的規制の見直し ・沿道景観・交差点部 ・指定道路・第３種禁止・第３種規制	■	■	
	③個別基準の見直し検討 ・道標・のぼり旗・電光掲示板・ＬＥＤ広告 ・野立集合広告・色彩基準・窓内広告	■	■	■
	④景観賞の継続	■		■
	⑤業界団体等への周知徹底	■	■	■
	⑥市民意識の醸成	■	■	■
2 制度の適正化に関する施策	①未申請者への是正指導 ・特例許可制度の創設（清武町域） ・特例許可制度のあり方検討（清武町域を除く）	■	■	■
	②是正指導事務の厳格運用	■	■	■
	③経済性が伴う屋外広告物制度の検討		■	■
	④是正指導マニュアルの整備	■		

【　計画の推進に向けて　】

屋外広告物の適正化は、行政と市民、広告主、屋外広告物事業者等が一体となって進めていくことが重要です。



【　屋外広告物適正化の方針　】

屋外広告物適正化の基本的な考え方を示す。

○基本理念

良好な景観に資する屋外広告物とするための基本理念を定める。

『美しい自然に配慮し、まちと調和した、みんなでつくる屋外広告物』

○基本方針

基本理念を実現していくための基本方針を定める。

①自然への配慮	②まちとの調和	③みんなでつくる	④地域の活性化

○屋外広告物制度適正化の進め方

計画の実効性を高めるため屋外広告物制度の適正化方針を定める。

○広告物重点地区

宮崎市の広告物景観形成の骨格として定める。

A　宮崎市の景観形成上特に重要な地区
B　観光・リゾート拠点など、宮崎市の顔となり一体的な景観形成の必要な地区
C　宮崎市の骨格を形成し、本市を印象づける幹線道路沿道

３．　施策の実施状況

３.１　景観への関心を高め意識の向上を図る

３.２　景観形成の総合的な推進体制を構築する

３.３　規制・誘導を含めた効果的な展開を図る

ここでは、「宮崎市景観計画」第 2 部景観形成の基本的な考え方及び同第 3 部第 1 章「景観形成の推進方策」において印された良好な景観の形成に関する取組について、平成 24 年度を中心に市が講じた施策の実施状況を取りまとめています。

施策の実施状況の[主な取組]には、市が取り組んだ主要な施策事業の実施状況を掲載しています。

○ 施策の体系図

1.基本理念

『豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき』

2.目　標

- （1）空と海、山と川が広がるまち
- （2）地域らしさが感じられるまち
- （3）花と緑豊かな美しいまち
- （4）にぎわいや活気が感じられるまち

3.基本姿勢

（1）景観形成の対象範囲　　（2）市民、事業者、行政の協働

4.基本方針

① 景観の骨格を保全し強調する

■骨格別方針

1．軸的景観　1-1 臨海景観軸
　　1-2 道路景観軸
　　1-3 河川景観軸

2．拠点的景観　2-1 ランドマーク・眺望点
　　2-2 交通拠点周辺

② 地域の景観の特性を活かす

■類型別方針

1．市街地の景観　1-1 中核拠点
　　1-2 一般の商業地・業務地
　　1-3 住宅地

2．田園・集落の景観

3．山並み・緑地の景観

③ 多様な景観資源を保全し活用する

・景観資源の発掘
・景観資源の保全
・景観資源の活用

④ 花と緑あふれる美しい環境づくりを行う

・緑の保全や創出、花づくり
・美しい環境づくり

⑤ 豊かな表情が感じられる景観づくりを行う

・時間に伴う変化が感じられる景観づくり
・快適で安心できる空間づくり
・リズムがある演出された空間づくり
・人々が集うしかけづくり

⑥ 景観の要素に応じてきめ細かな配慮を行う

・公共施設
・建築物や工作物
・広告物・人々が集うしかけづくり

5．推進方策

＜ 基本的施策 ＞	＜ 個別施策 ＞
【1】景観への関心を高め意識の向上を図る	景観に関する継続的な啓発
	景観に関する参加、体験の機会の提供
	優れた景観や団体、個人の表彰・紹介
	景観形成を担う人材の育成
	市民が行う景観形成への積極的支援
【2】景観形成の総合的な推進体制を構築する	市民活動組織の設立、連携の推進
	行政の連携体制の構築
	公正で専門性を持つ機関の設置
	相互に連携する推進体制の構築
【3】規制・誘導を含めた効果的な展開を図る	市全域におけるルールの充実
	地域ごとの個別ルールの設定
	景観資源の保全・活用
	公共事業等における景観形成の推進
	関連行政計画との連携による景観形成

3.1 景観への関心を高め意識の向上を図る

方　　針	景観への関心を高め意識の向上を図る
推進の方向性	1．景観に関する継続的な啓発
	2．景観に関する参加、体験の機会の提供
	3．優れた景観や団体個人の表彰・紹介
	4．景観形成を担う人材の育成
	5．市民が行う景観形成への積極的支援

3.1.1　景観に関する継続的な啓発

個別施策
○　市民、事業者、行政の関心を高め景観形成に関する意識を醸成するため、情報発信の充実や各種イベントの開催、わかりやすいガイドラインの作成など、景観に関する継続的な啓発を行う。【景観課、秘書課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
景観に関する 各種パンフレットの 作成・配布 【景観課】	・市民向け・事業者向けの景観に関するガイドラインやパンフレットを作成し、配布する。	○パンフレット類の種類 ・宮崎市景観計画（概要版） ・宮崎市の景観づくり ・宮崎市の景観づくり（手続き編） ・宮崎市建築物等色彩ガイドライン ・宮崎市緑のまちづくり条例について ・宮崎市緑の基本計画 ・重点景観形成地区景観形成ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ ・四季通りまちづくり協定 ・宮崎市屋外広告物ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
景観まちづくり 啓発事業 【景観課】	・景観に関するセミナーやフォーラム等を開催し、景観に関し啓発を図る。	・景観まちづくりのつどい 令和２年度　新型コロナウイルス感染拡大の影響により未開催
SNSを活用した 情報発信 【景観課】	・ツイッター、Facebook(宮崎顔本町)が持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市の景観施策に関する情報を積極的かつ即時に発信し、景観啓発の促進を図る。	・平成 24 年 3 月より運用開始

宮崎市公式 インスタグラム投稿 「#miyazaki_colors」 【秘書課】	・市公式アカウントにて、フォロワーが投稿した画像を宮崎市の1枚としてフィーチャーする。 ・市は、インスタグラム用に撮影することなく、宮崎市近郊の風景や日常写真をハッシュタグで検索したユーザー（フォロワー含む）にPRすることができる。 ・フォロワーは、フィーチャーされることで、自分が投稿した写真を広くPRすることができる。 ・フォロワーの写真を紹介することで、相互型の運用ができる。	・運用開始 平成29年4月3日 ・フォロワー数 18,897人（令和3年5月20日時点） ・投稿数 1,180件 （令和3年5月20日時点）
新聞広告掲載 【景観課】	・景観に関する情報を新聞広告に掲載し、啓発を図る。	・宮崎日日新聞などに掲載

3.1.2 景観に関する参加、体験の機会の提供

個別施策
○ 景観に対する理解や、景観形成に対する意欲を効果的に高めるため、参加・体験型の学習の場や取組の機会を提供する。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
ミヤザキ 春の花まつりの 開催 【景観課】	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ宮崎の地域経済を回復させるため、実行委員会を組織して「ミヤザキ春の花まつり」を実施し、花の装飾やイベント等で中心市街地やその周辺に人を呼び込んでまちのにぎわいを創出するとともに、花きの消費拡大を図る。 さらにガーデンツーリズム「宮崎花旅365」を広く周知し、「太陽と緑と大地のガーデンシティみやざき」を形成すると共に花の力で本市を元気にすることを目的とする。 ＜主 催＞ ミヤザキ春の花まつり実行委員会 （事務局：宮崎市都市整備部景観課） ＜開催期間＞	＜会 場＞ 主会場：フローランテ宮崎・国際海浜エントランスプラザ・高千穂通り 関連会場：こどものくにほか「ガーデンツーリズム宮崎花旅365」構成庭園」みやざき臨海公園など ＜開催イベント＞ ・オープニングイベント ・春のフローラル祭 ・フォトコンテスト・スタンプラリー ・小戸之橋開通式典 ・ヒュッゲマルシェ ・「ニコライ・バーグマン フラワーデモンストレーション&トーク」

	令和3年3月20日(土)～ 令和3年5月9日(日)51日間で計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年3月20日(土)～令和3年5月2日(日)44日間に変更	・ミヤザキフラワーマーケットアベニュー
まちんなか フラワーパーク 推進事業 【景観課】	・橘通りを中心としたエリアでボランティアを活用した植栽活動を行い、市民、事業者、行政の協働による花のまちづくりを推進する。 (令和2年度は事業者のみで行った)	・開催時期:毎年4月、10月 ・資材提供:花苗、培養土等の提供 ・参加者数:約300名
フラワーポット講座 【景観課】	・誕生花と使った寄せ植え講座を毎月開催。 10月～11月は秋イベントの各種講座。	・令和元年度 11回 213人 ・令和2年度 8回 116人 令和2年度は新型コロナ感染対策のため、人数を減らして実施または中止した月あり。
景観教室 【景観課】	・小、中学生を対象に景観に関する授業を行い、意識の醸成を図る。 ＜授業内容＞ まちなみ紹介、まちなみ観察、模型造り、発表会等 ・平成21年度より、平成20年に宮崎市景観整備機構に指定した(一社)宮崎県建築士会の全面協力のもと実施。	・令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止.今後の景観教室のあり方について、検討会を3回実施 ・平成14年度～令和元年度 (延べ2488名)
地域の 景観探検隊の 実施 【景観課】	・各地域の市民・事業者・まちづくり推進委員会等を対象に、景観の講義、まち歩き、ワークショップ等を行い、景観への関心、意識の向上を図る。	・平成25年度 一ッ葉地区にて実施 日程 : 平成25年11月9日(土) 参加人数 : 延べ23人
風景絵画 コンクールの 実施 【景観課】	・将来を担う子どもたちに「宮崎市内のまちなみ・風景」を描いてもらうことにより、景観への関心を高め、意識の向上を図る。	・対象者:小学生、中学生 令和2年度(第11回) 応募件数869点 受賞者を表彰するとともに、 受賞作品の展示会の開催
路上違反広告物 追放推進員 【景観課】	・路上違反広告物等の簡易除却に市民のボランティアが参加することを促進することにより、「違反広告物のないきれいなまちづくり」を推進することを目的とする。 ・委嘱された推進員は、道路沿いの電柱や街路樹などの禁止物件に掲出されたはり紙、はり札及び立看板を除却するほか、路上違反広告物に関する通報活動等を行う。	・「みちがえ・たい」と命名 ・令和2年度末時点の推進員数: 7団体(382名)
路上違反広告物 市内一斉除却 【景観課】	・宮崎市屋外広告物条例に違反する屋外広告物に対する指導。路上等に無断で設置される違反広告物の是正及び除却を行う。	・令和2年度 市内一斉除却活動2回予定 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市職員のみで1回実施



まちんなかフラワーパーク推進事業



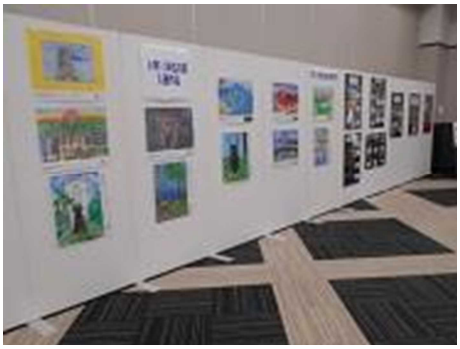
景　観　教　室



地域の景観探検隊事業
（フローランテでのワークショップの風景）



宮崎駅東通線景観形成事業
（市民検討会）



宮崎市の風景絵画コンクール展示風景
（イオンモール宮崎）



違反広告物一斉除却

ミヤザキ春の花まつり



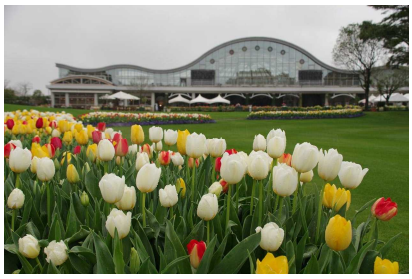












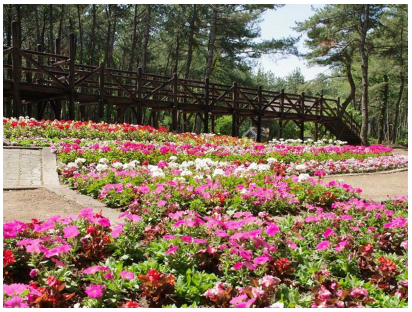
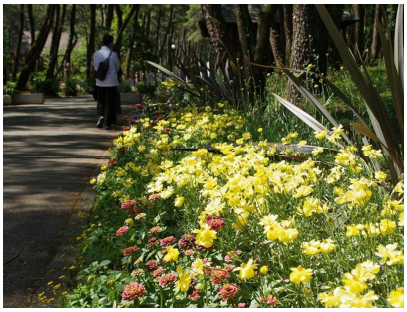




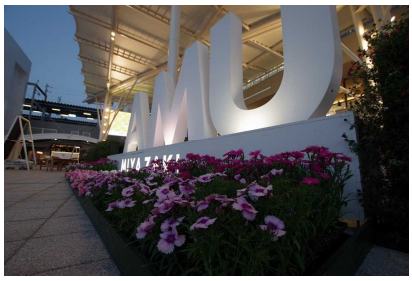









AMU
MIYAZAKI


開催中




3.1.3　優れた景観や団体個人の表彰・紹介

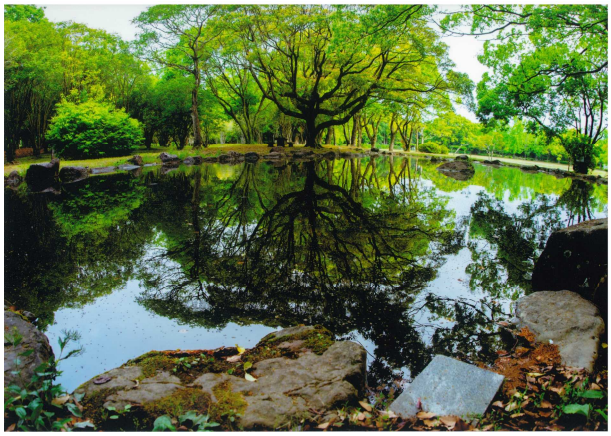
個別施策
○ 市内の優れた景観や景観形成に関する団体や個人の取組を紹介することなどにより、市民の意識向上を図る。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
宮崎市 景観賞の実施 【景観課】	・平成 24 年度に従来の都市景観賞をリニューアルし、「景観賞」を創設した。 ・「建築部門」 ・「屋外広告物部門」 ・「まちづくり活動部門」 ・「景観フォトコンテスト」	・令和元年度 「みやざき景観 100 選フォトコンテスト」 ＜応募作品＞ 一般部門 :84 作品 アンダー18 部門 :43 作品 他 : 8 作品 計 :135 作品 ・令和 2 年度 「みやざき景観 100 選フォトコンテスト」 ＜応募作品＞ 一般部門 : 87 作品 アンダー18 部門 : 36 作品 他 : 7 作品 計 :130 作品
宮崎市 花のまちづくり コンクール 【景観課】	・市民や事業者等の花のまちづくり意識の向上や市民への啓発・普及を図るため、公募による花のまちづくりコンクールを開催。 ・「個人部門」「企業部門」「学校部門」「地域活動部門」を設け、各部門・最優秀賞・優秀賞・優良賞を表彰。	・令和 2 年度（第 26 回）:応募者 22 件

令和２年度　景観賞
【景観フォトコンテスト】

«　一般部門　»

グランプリ



優　秀　賞



優 秀 賞 秀



«　アンダー18 部門　»

金　　賞



銀　　賞



銀　　賞



第 26 回　宮崎市花のまちづくりコンクール【令和２年度】

個人部門・一般の部　【最優秀賞】

（中野キミ子さんのお庭）



学校部門【優秀賞】

（社会福祉法人　成和会　田代保育園）



地域活動部門　【優秀賞】

（宮崎駅東地区花のまちづくり実行委員会



3.1.4　景観形成を担う人材の育成

個別施策
○ 市民、事業者を対象に、各種講座や研修会・勉強会などを開催し、市民相互、事業者相互の連携を図る上で、先導的な役割を担う人材の育成を図る。【景観課】 ○ 行政職員に対して、研修会・勉強会などを開催し、資質の向上を図る。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
出前講座の開催 【景観課】	・(任意団体より申し込みがあった際)初心者を対象とした寄植の手法や草花の管理方法などを紹介し、花のあふれる美しいまちづくりの推進を図る。	令和 2 年度 ・活き活きわくわく花講座　4 回 (3 回中止)
花のまちづくり推進員・花のまちづくり地区推進協議会 【景観課】	・花のまちづくり推進員の委嘱、花のまちづくり地区推進協議会の育成・支援。	・花のまちづくり推進員:98 名委嘱 ・花のまちづくり地区推進協議会:17 地区

3.1.5　市民が行う景観形成への積極的支援

個別施策
○　市民や団体が行う景観形成の取組に対する各種支援制度の充実を図る。 【景観課、都市計画課、農業振興課、森林水産課、農村整備課】 ○　建築物や広告物を設置する際に、専門家からのアドバイスを気軽に受けられるような相談窓口を設置する。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
緑の保全事業 【景観課】	・宮崎市緑のまちづくり条例に基づき「緑の保全地区」及び「郷土の名木」を指定し、保全及び活用を図る。 ・緑の保全地区内の助成:緑の保全地区内で保全協定を市と結んだ土地所有者に対し、管理に関する費用の一部を助成する。 ・郷土の名木の助成:郷土の名木の所有者に管理に要する費用の一部を助成する。	・「緑の審議会」の開催(0 回) ・郷土の名木　0 本指定 ・緑の保全協定協力金助成:24 地区 ・郷土の名木保存協力金助成: 108 件(111 本) ・緑の保全地区、郷土の名木 (R3.3.31 現在):25 地区、148 本
花と緑のまちづくり推進事業 【景観課】	・花のまちづくりの推進を図るため、植栽活動や管理活動に用いる花苗や種子を市民へ提供する。	・花いっぱい推進事業 提供先 474 団体 提供数:花苗 385,662 本) 種子(18.5kg)

民間緑化支援事業 【景観課】	・各種の緑化補助金を有効、適切に運用し、民間施設の緑化推進を図る。 ・緑化空間創出事業補助:生垣の新設、既存ブロック塀の生垣化における費用の一部を補助する。 ・民間施設緑化の助成:緑化計画書を提出し、基準に適合した土地所有者などに対し、緑化工事に要する費用の一部を助成する。	令和 2 年度 ・緑化空間創出事業補助:3 件 ・民間施設緑化の助成:1 件
景観整備機構支援補助金 【景観課】	・景観整備機構が市民への景観啓発・景観形成活動として行う有識者の派遣、情報の提供等について、市が支援を行う。	景観整備機構:(一社)宮崎県建築士会 ・みやざき景観シンポジウム ～城ヶ崎旧商屋郡の記憶をたどる～ 平成 28 年 1 月 30 日実施
景観アドバイザー制度の創設 【景観課】	・周辺景観に影響を与える大規模な建築物や公共施設の計画、地域のまちづくり方針等の策定において実務経験や専門的知識を有するアドバイザーから助言(アドバイス)いただくことにより美しく魅力ある景観づくりを行う。	平成 25 年度　2 件 平成 26～29 年度　実績なし 平成 30 年度　2 件 令和元年度　1 件 令和 2 年度　実績なし
グリーン アドバイザー 【景観課】	・公共施設等の各種緑化や花と緑のまちづくりについて、専門的知識を有するアドバイザーから助言(アドバイス)をいただき、緑化の推進を図る	令和元年度　2 件 令和 2 年度　3 件

郷土の名木（佐賀利地区のクスノキ）



3.2 景観形成の総合的な推進体制を構築する

方　　針	景観形成の総合的な推進体制を構築する
推進の方向性	1．市民活動組織の設立、連携の推進
	2．行政の連携体制の構築
	3．公正で専門性を持つ機関の設置
	4．相互に連携する推進体制の構築

3.2.1　市民活動組織の設立、連携の推進

個別施策
○　景観に関する市民活動組織の立ち上げに対して支援するとともに、専門家やコーディネーターの派遣などを行い、市民活動の活性化と相互の連携を推進する。 【景観課、公園緑地課、土木課、観光戦略課、青島地域センター、道路維持課、拠点都市創造課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
“みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会 【拠点都市創造課】	・宮崎交通株式会社、(一社)宮崎県建築士会、宮崎市の三者がコラボし、みやざきの「人」や「地域」をつなぐバス停を通して、「おもてなし」の心溢れる優しいまちづくりの一助となるため、バス利用者や地域住民の声を活かした利用しやすく“みやざき”らしい「バス停」の創造を目指す会。	・平成 26 年 10 月 シンポジウム「“みやざき”らしい『バス停』をめざして」開催 ・平成 27 年 2 月 「こんなバス停あるといいな～」 コンテスト開催 ・県産材を活用したバス停を設置 平成 27～29 年度　12 箇所(市内) 平成 30 年度　4 箇所(日南市) 令和元年度　1 箇所(市内)
NPO法人 オープンガーデンサン・フラワー宮崎 【景観課】	・平成13年に宮崎市内の花と緑の愛好家によって設立。公共空間での花植栽ボランティアやフローランテ宮崎でハンキングバスケット、花の寄せ植え講座等を行うほか、平成17年度から平成29年度は本市委託事業「オープンガーデン市民見学会」を実施。平成30年度はインキュベート事業を活用し主体となって実施。	・オープンガーデン市民見学会(春) 平成 29 年　4 月 28 日 ・オープンガーデン市民見学会(秋) 平成 29 年 11 月 1 日 ・オープンガーデン市民見学会(秋) 平成 30 年 11 月 19 日
景観整備機構の指定 【景観課】	・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行う法人等を「景観整備機構」として指定する。	・一般社団法人宮崎県建築士会 平成 20 年 12 月 26 日指定

日南海岸 シーニックバイウェイ 【景観課】 【観光戦略課】 【青島地域センター】 【道路維持課】	・国や県、民間団体、大学とともに日南海岸きらめきライン・シーニックバイウェイとして、植栽活動などの取組を実施。	・日南海岸地域シーニックバイウェイ 推進協議会全体会 令和元年 6 月 10 日
公園愛護会 促進事業 【公園緑地課】	・公園周辺の地域住民で組織される公園愛護会による公園の維持管理を推進する。	・ 202 団体 ・ 272 公園を管理（令和 2 年度末現在）
河川愛護会 【土木課】	・河川周辺の地域住民で組織される河川愛護会により、草刈りなど、河川の維持管理を推進する。	・16 団体 ・跡江川、井上川、岩下川、島田川 前田排水路、前溝川、狩野排水路 飛江田川、八重川左岸排水路、石崎川、産母川、矢越川 （令和 2 年度末現在）



橘通 3 丁目バス停リニューアル
“みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会



オープンガーデン
サン・フラワー宮崎

3.2.2　行政の連携体制の構築

個別施策
○　庁内の横断的な連携の組織を設置するとともに、国や県などとの連携体制を整え、景観形成の取組を総合的に推進する。 【国土交通省宮崎河川国道事務所、宮崎県、宮崎市】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
日南海岸 シーニックバイウェイ 行政連絡会議 【宮崎河川国道事務所】 【宮崎県】【宮崎市】	・国や県、民間団体、大学とともに日南海岸きらめきライン・シーニックバイウェイとして、植栽活動などの取組を実施。	・日南海岸地域シーニックバイウェイ 推進協議会全体会 令和元年 6 月 10 日

景観形成 庁内連絡会議 【景観課】	・市役所庁内の公共工事担当部署等に景観法や施策について理解を深めるための会議を実施。	・平成 28 年 5 月 18 日実施

3.2.3　公正で専門性を持つ機関の設置

個別施策
○　景観審議会の充実を図るとともに、市民や専門家など幅広い人材を募り、専門性や客観性を持った審査機関などの設置を図る。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
宮崎市景観審議会 【景観課】	・景観の形成に関する事項や屋外広告物に関する事項を調査審議する。 ・景観条例に基づく届出行為に対し、専門的かつ客観的な意見が特に必要と認められる場合に意見を聴く場として、審議会内に部会を設置。	○景観審議会 ・第 2 回　令和 2 年 1 月開催 「道路開通に伴う屋外公告物の規制の設定について」
宮崎市バス広告 デザイン検討委員会 【景観課】	・バス広告の届出に関し、周辺景観との調和を図るため、広告デザイン等に係る助言・指導を行う。	・平成 20 年 2 月発足 令和 2 年度検討件数:13 件
宮崎市緑の審議会 【景観課】	・緑地の保全や緑化の推進等に関する事項の調査審議をする組織。	・令和 2 年度実績:0 回 ・郷土の名木の指定:0 件

3.2.4　相互に連携する推進体制の構築

個別施策
○　市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進する。【景観課、観光戦略課、青島地域センター、道路維持課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
日南海岸 シーニックバイウェイ宮崎エリア推進会議 【宮崎河川国道事務所】 【宮崎県】【宮崎市】	・国や県、民間団体、大学とともに日南海岸きらめきライン・シーニックバイウェイとして植栽活動などの取組を実施。	・日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会全体会 令和元年 6 月 10 日

3.3 規制・誘導を含めた効果的な展開を図る

方　　針	景観形成の総合的な推進体制を構築する
推進の方向性	1．市全域におけるルールの充実
	2．地区ごとの個別ルールの設定
	3．景観資源の保全・活用
	4．公共事業等における景観形成の推進

3.3.1　市全域におけるルールの充実

個別施策
○ 景観形成の目標や方針を踏まえ、市民や事業者の理解を得ながら、景観形成のための建築物、工作物、屋外広告物などのルールの徹底、規制誘導の強化を図る。【景観課、用地管理課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
景観法及び 景観条例改正に 基づく届出･通知 【景観課】	･景観法及び宮崎市景観条例に基づき、重点景観形成地区における建築行為等や、一定規模以上の建築物や工作物の新築等、屋外広告物の新設等やバス広告に関し届出等を行っていただき、助言･指導等を行う。	･令和 2 年度届出･通知総件数:383 件 建築物等届出･通知　：　237 件 屋外広告物届出･通知　：　121 件 バス広告届出　：　13 件 その他協議等　：　12 件
景観条例の改正 及び 景観計画の変更 【景観課】	･景観条例を改正し、景観形成推進地区制度及び景観まちづくり協定制度を制定した。 ･景観計画を変更し、景観まちづくり協定が締結、認定されている四季通り地区を景観形成推進地区に指定した。	･条例改正　平成 23 年 3 月 31 日 ･計画変更日　平成 25 年 10 月 2 日
移動通信用鉄塔 景観ガイドライン の策定 【景観課】	･携帯電話や無線通信用の鉄塔等の設置に関し、事業者が留意すべき事項についてガイドラインを定めた。	･策定　平成 23 年 4 月 1 日 ･施行　平成 23 年 6 月 1 日
緑のまちづくり 条例に基づく 緑化計画書の届出 【景観課】	･宮崎市緑のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の敷地面積における建築や開発等を行う際に、緑化計画書の届出を行っていただく。	･令和 2 年度の届出件数:121 件

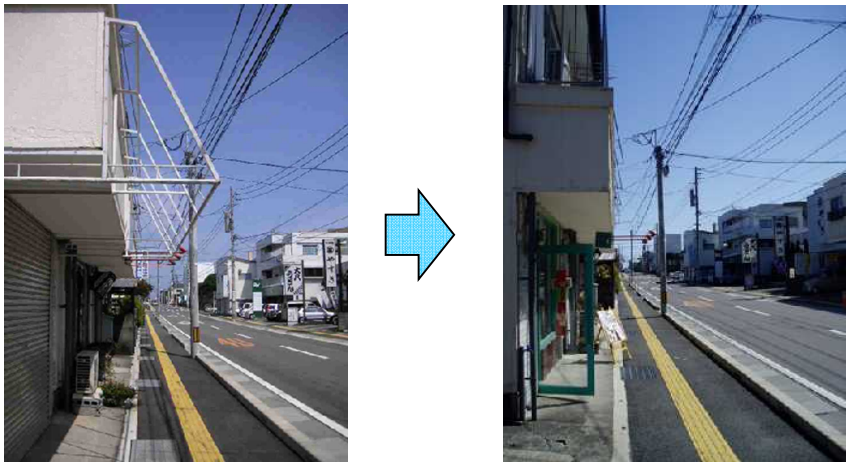
屋外広告物 適正化推進計画 【景観課】	・平成 20 年度に実施した屋外広告物実態調査の結果、ルールを外れて掲出されている物件が多数存在することが判明したことから、このような状況に適切に対処し、宮崎の美しい景観づくりに資するため、屋外広告物のあり方を明示するとともに、その適正化に向けた実効性のある計画として定めるもの。 ・宮崎市全域を対象行為とし、平成 30 年度までに調査時 38.5%の申請率を 76.5%まで高めることを目標とする。	・平成 20 年　屋外広告物実態調査実施 ・平成 22 年 6 月　策定 （平成 26 年 4 月　改訂） 今後の屋外広告物適正化のあり方を検討する時期にきていることから、景観計画の見直しのなかで屋外広告物の適正化のあり方を検討している。
屋外広告物 許可事務 【景観課】	・宮崎市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可申請の事務を行う。	・令和 2 年度申請件数:1,787 件 ・令和 2 年度申請手数料:27,805 千円
違反広告物の 是正及び除却 【景観課】	・宮崎市屋外広告物条例に違反する屋外広告物に対する指導、路上等に無断で設置される違反広告物の是正及び除却。	・令和 2 年度簡易除却件数:255 件 （内訳）はり紙:　38 件 はり札:　214 件 のぼり旗:　0 件 立て看板:　3 件
道路占用適正化 推進事業 【用地管理課】	・道路占用許可基準を満たしている道路占用物件については道路占用許可申請の指導を行い、同基準を満たしていない道路占用物件については改善や撤去の指導を行う。 ・道路占用パンフレットを配付し、道路占用制度の啓発を行う。	・令和 2 年度是正件数 ○基準を満たしている物件（97 件） 申請件数：87 件 撤去件数：10 件 ×基準を満たしていない物件（254 件） 改善件数：144 件 撤去件数：110 件 ・店舗等の管理会社、店舗の改修工事を行う建築業者や各店舗に看板等を提供する企業等に対して、パンフレットを配付し、道路占用の適正化への協力依頼を行った。



景観条例に基づく助言・指導により、自然景観に配慮された色彩が施された鉄塔



緑のまちづくり条例パンフレット



是正指導により道路占用許可基準を満たしていない物件の改善が図られた事例　(固定式日よけの撤去)

3.3.2　地区ごとの個別ルールの設定

個別施策
○　地域住民との十分な協議を行いながら、個別の地区ごとの目標や方針を定め、各種法制度（建築協定や景観協定、重点景観形成地区、景観形成推進地区、都市計画制度等）を活用して、景観形成のきめ細かなルールづくりを推進する。 特に、「軸的景観」や「拠点的景観」に該当する地区（橘通り周辺・大淀川周辺・平和台周辺・宮崎神宮周辺など）については、重点的にルールづくりを推進する。 【景観課、都市計画課、建築行政課、開発審査課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
重点景観形成地区等の指定 【景観課】	・景観条例に基づき、景観形成を進める上で重要な場所を「重点景観形成地区」に指定し、その地区の特性を活かした良好な景観づくりを進める。 ・地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成のルールを策定した地域については、「景観形成推進地区」と定め、地元と連携しながら景観形成を進める。 ・景観づくりの方針とその基準を設定し、具体的な景観づくりに取り組む。 ・地区内での建築物等の新築等を行う場合は、届出を行っていただき、助言・指導を行うことで、個性的な景観づくりを行う。	【重点景観形成地区】 ・橘公園通り地区　（平成４年７月指定） ・高千穂通地区　（平成７年４月指定） ・一ツ葉リゾート地区（平成８年４月指定） ・日南海岸地区　（平成８年４月指定） ・橘公園通り地区を大淀川地区に拡大（平成 21 年 4 月 1 日指定） ・宮崎駅東通り地区（平成 24 年 3 月 2 日指定） 【景観形成推進地区】 ・四季通り地区（平成 23 年 4 月 1 日指定）

景観まちづくり協定制度によるまちづくり【景観課】	・地域住民が自主的に策定した景観まちづくりに関するルールを、市が認定する制度	・平成 23 年 3 月 31 日 第 1 号「四季通りまちづくり協定」を認定 ・平成 23 年 9 月 30 日 第 2 号「高岡天ヶ城麓地区まちづくりガイドライン」を認定
風致条例に基づく建築等の許可事務【景観課】	・風致条例に基づく各種行為に対する許可基準の適切な運用(相談、指導、許可)を行う。	・風致地区:6 地区 ・令和 2 年度行為許可件数:26 件 協議件数: 2 件
地区計画制度によるまちづくり【都市計画課】	・地区の特性に応じたきめ細やかなまちのルールを都市計画に位置づけ、よりよい環境や景観づくりなどを誘導・維持する。 ・地区計画区域内の行為に関し、届出等を行っていただく。	・地区計画導入地区:23 地区(161.4ha) ・令和 2 年度 届出・通知件数:20 件 適合通知書発行件数:20 件
建築協定制度によるまちづくり【建築行政課】	・地区の特性に応じたきめ細やかなまちのルールを定め、合意者間で協定を結び、そのルールを自分たちで守っていく制度。	・建築協定導入地区:9 地区
都市計画法に基づく開発許可事務【開発審査課】	・開発許可について、宮崎市開発指導要綱や審査基準などに基づき、自然環境の保全や周辺環境との調和など景観上の配慮について適切な指導・助言を行う。	・令和 2 年度の開発許可件数:2 件

3.3.3 景観資源の保全・活用

個別施策
○ 重要な景観資源については、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、各種法令の規定を活用して現状変更に対する一定の制限を行うとともに、資源を活用した周辺の景観づくりを重点的に推進する。【景観課、文化財課】

主な取組		
事業名等【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
景観重要建造物・景観重要樹木の指定【景観課】	・地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)、及び景観上重要な樹木を指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る。	【景観重要建造物】 ・宮崎県庁本館 :H20.12.1 指定 ・宮崎県庁 5 号館 :H20.12.1 指定 ・商家「旧阪本家」 :H20.12.1 指定 ・河上家武家門(第 4 号) :H21.10.1 指定 ・安藤家武家門(第 5 号) :H21.10.1 指定 【景観重要樹木】 ・フェニックス(県庁本館前西側)(第 1 号) :H21.10.1 指定 ・フェニックス(県庁本館前東側)(第 2 号)

		:H21.10.1 指定
緑の保全地区 【景観課】	・後世に残すべき良好な自然環境や優れた風致景観を保全するため、緑の保全地区や郷土の名木を指定し、所有者に対して協力金を交付し、支援を行う。	令和 3 年 4 月 1 日現在 ・緑の保全地区　25 か所 ・郷土の名木　148 本
指定文化財等 の保護・管理 【文化財課】	○指定文化財等の適正な保護及び管理を推進する。 ・国指定重要文化財「巨田神社本殿」 ・国指定史跡「生目古墳群」、「蓮ヶ池横穴群」、「穆佐城跡」、「佐土原城跡」、「本野原遺跡」 ・国指定天然記念物「高岡の月知梅」、「去川のイチョウ」、「内海のアコウ」、「宮崎神社のオオシラフジ」、「瓜生野八幡のクスノキ群」、「清武の大クス」 ・県指定有形文化財「妙円寺跡石塔群」 ・県指定史跡「谷村計介旧宅跡」、「赤江町古墳」、「去川の関跡」、「宮崎市大淀古墳」、「住吉村古墳」、「宮崎市下北方古墳」、「高岡町古墳」、「池内横穴」、「清武上猪ノ原遺跡」、 ・県指定天然記念物「アカウミガメ及びその産卵地」 ・市指定史跡「稲津掃部助の墓」、「清武城趾」、「城ヶ崎俳人墓碑並びに板碑群」、「伊東家僑墓」、「伊東祐堯公墓」、「歴代安井家墓地」、「蓮徳寺墓碑群」、「島津家久・豊久公墓二基」、「八代藩主島津久豊の墓」、「山内石塔群」、「高木兼寛生誕地」、「小村薬師堂石塔群」 ・市指定天然記念物「はぜ馬場のはぜ並木」 ・未指定「宮崎城跡」「橦古墳」	○指定文化財等の管理委託 ・生目古墳群整備促進協議会 ・高浜自治公民館 ・去川地区活性化グループ連絡会 ・住吉村 1 号墳保存会 ・特定非営利活動法人宮崎野生動物研究会 ・城ヶ崎俳人墓碑保存会 ・小村薬師堂石塔群保存会 ・池内宮崎城クラブ　ほか
生目古墳群史跡 公園整備事業 【文化財課】	・国指定史跡である生目古墳群とその周辺を、歴史と自然が融合した史跡公園として整備する。	・21 号墳整備 ・3号墳等樹木伐採
佐土原城跡 保存整備事業 【文化財課】	・保存整備基本計画及び立木管理計画に基づき、適切な保存管理を図る。 ・市民学習や憩いの場として整備活用する。	・災害復旧（倒木等処分）
穆佐城跡 保存整備事業 【文化財課】	・立木管理計画に基づき、防災対策を兼ねた保存工事を行い、史跡内外からの景観を確保する。 ・遺構の実態を解明するための発掘調査を行いながら、史跡の保存整備と管理活用を図る。	・災害復旧（倒木等処分） ・曲輪8発掘調査



河上家武家門（景観重要建造物）



安藤家武家門（景観重要建造物）



県庁本館（景観重要建造物）



佐土原城跡



去川のイチョウ（国天然記念物）



生目古墳群（国指定史跡）

3.3.4　公共事業等における景観形成の推進

個別施策
○　各種公共事業においては景観形成の先導的役割を果たすように努める。 【景観課、都市計画課、公園緑地課、市街地整備課、建築住宅課、道路維持課、管財課、農政企画課、森林水産課、農村整備課、環境指導課、区画整理課】 ○　国・県などが行う公共事業について、景観行政団体である市が把握し、景観形成の面から協議できるシステムの構築を図る。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
宮崎駅東通線 景観形成事業 【景観課】	・宮崎駅東通線は、「道路景観軸」として道路と沿道が一体となった良好な景観形成を図ることが求められることから、地域住民への説明会、宮崎市景観審議会、パブリックコメントを実施し、ガイドラインを策定、重点景観形成地区に指定した。	・ガイドライン市民説明会 計4回実施 H23.8.26:北中公民館 (26名) H23.8.27:今村公民館 (6名) H23.8.29:大町公民館 (19名) H23.8.30:橘児童センター (18名) ・宮崎市景観審議会 平成23年 9月30日実施 ・パブリックコメント 平成23年10月7日～11月7日実施
景観に関するワークショップへの参加 【景観課】	・市街地整備課が主催した昭和通線(小戸之橋)市民ワークショップにオブザーバーとして参加。	・ワークショップ 第1回 平成21年 6月22日 第2回 平成21年 8月 7日 第3回 平成21年10月 8日
花と緑の景観 拠点づくり事業 【景観課】	・市が管理する公園や街路において、草花の植栽を行う。	・草花の植栽 橘公園や主要街路等20箇所
街路樹造園管理・ 草花管理事業 【道路維持課】 【景観課】	・美しい宮崎の道路を形成するため、街路樹の適正な管理、及び緑地帯における草花の植栽管理を実施する。	・年間を通じて潅水、除草、剪定、薬剤散布の実施。また、一年草、宿根草の植付け、及び管理を実施する。
市庁舎及び 周辺の緑化 【管財課】	・庁舎及びその周辺に緑豊かな潤いのある空間を創出する。	・庁舎及びその周辺の樹木やアイビーなどの適正管理(潅水・剪定・施肥・薬剤散布等)による景観の保全
歴史的まちなみ 整備事業 【都市計画課】 【景観課】	・「高岡天ヶ城麓地区」は武家門や石垣など歴史的建造物が点在しており、都市計画マスタープランにおいて歴史的まちなみを活かした拠点整備を図ることとしている。 ・地元協議会活動への支援を行い、地元のまちづくりへの意識の向上を図りながら、道路の美装化や街灯の整備などを行う。 また、個人保有の武家門や石垣等の修景整備に対する助成を行う。	平成22年度 ・「街なみ環境整備方針」策定 平成23年度 ・「まちづくりガイドライン」施行 ・景観まちづくり協定に認定 平成24年度 ・中村西線外1線の整備 ・修景整備助成 3件 平成25年度 ・中村大手迫八号線外2号線の整備 ・修景整備助成 2件 平成26年度 ・中村学校通線外1線の整備 ・修景整備助成 1件

		平成 27 年度 ・修景整備助成　2 件 平成 28 年度 ・修景整備助成　2 件 平成 29 年度 ・修景整備助成　3 件 平成 30 年度 ・修景整備助成　2 件 令和元年度 ・修景整備助成　3 件 令和 2 年度 ・事後評価委員会開催 ・修景整備助成事業完了
都市公園整備事業 【公園緑地課】	・公園周辺住民を対象にワークショップやアンケートを実施し、公園の整備方針や内容を選定し、実施設計、公園整備を行う。	○東部 5 号街区公園 ・令和元年度　実施設計 ○東部 6 号街区公園 ・令和 2 年度　実施設計 ○今村近隣公園 ・令和 2 年度　実施設計 ・令和 3 年度～5 年度　公園整備事業
都市計画道路 整備事業 （街路事業） 【市街地整備課】	・昭和通線、宮崎駅東通線の整備に際し、景観に配慮する。 ・宮崎駅東通線については、電線類地中化整備を行う。また、良好な道路景観（緑化、照明、歩道舗装）整備を行う。 ・既完了事業として、川原通線の電線類地中化整備等を実施した。	○昭和通線（小戸之橋） ・平成 22 年　市民参加型ワークショップによる景観に配慮した設計 ・令和元年　宮崎市景観重要公共施設整備協議書提出 ○宮崎駅東通線 ・平成 26 年　景観形成ガイドラインに基づく街路の整備を一部実施 ・平成 27 年　電線類地中化着手 ・平成 30 年　樹種及び歩道の検討 ・令和元年　西中工区一部供用開始
「宮崎市景観計画」 に基づく景観に 配慮した 市有建築物の建築 【建築住宅課】	・市有建築物の基本設計・実施設計・施工は、「宮崎市景観計画」に基づいて、景観に配慮したものとする。	（設計） ・小戸保育所整備事業 （施工） ・生目地域複合型施設整備事業
美しい農村景観 支援事業 【農政企画課】	・農村景観の保全に取り組む2地区(一里山、和石)に対し、景観の維持・管理及び関連する研修会等に要する経費の一部を助成する。	令和2年度 ・活動支援団体　2団体

「緑の募金」事業 【森林水産課】	・緑の募金を活用した公共施設等の緑化事業に対する助成及び緑の募金森づくり祭の実施。	令和 2 年度実績 ・シンボルツリー植栽事業 船塚南自治会　他 2 団体へ助成 ・緑化事業助成金交付 垂水公園振興会へ助成 ・緑化木配布事業 橦地区老人クラブ連合会 他 8 団体へ配布
海岸松林保全地域 活動支援事業 【森林水産課】	・自主管理グループ等が行う海岸松林の保全・育成活動に対し費用を助成する。	令和 2 年度実績 ・自主管理グループ（住吉海岸の松林を守る会）による松林内の下草刈り、植林作業の実施
多面的機能支払 交付金事業 【農村整備課】	・土地改良施設の適切な保全管理や、美しい農村景観の形成のため、地域住民により集落内の生活環境改善や草花植栽等を行う組織に対して国・県・市が助成する。	・活動組織：99 団体（令和 2 年度）
ごみのぽい捨て・ 路上喫煙対策事業 【環境指導課】	・「宮崎市ごみのぽい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」に基づき指定された「美化推進区域」及び「路上喫煙制限区域」において、ごみのぽい捨てや路上喫煙の監視指導を行うほか、散乱ごみの回収や啓発活動を実施し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、市民の快適で安全な生活環境を確保する。	・監視員による指定区域内の巡回監視、指導（通年） 令和 2 年度の指導件数 路上喫煙　181 件 ぽい捨て　6 件 ・指定区域内の散乱ごみの回収（通年）
不法投棄 未然防止事業 【環境指導課】	・市内全域において、ごみの不法投棄を防止するため、次の業務について民間事業者に委託して行っている。 ①不法投棄情報による投棄者の調査 ②常習地区に対する定期的な監視パトロールと不法投棄物の回収を実施 ③投棄者に対する原状回復の指導	・令和 2 年度調査件数　430 件 （令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月） ・令和 2 年度定期パトロール件数 1539 件 （令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）
景観重要公共施設 の事前協議 【景観課】	・公共施設の良好な景観形成を目的として、市内に指定された幹線道路や河川等で一定規模以上（重点区間については全て）の公共工事を行う場合は、道路及び河川管理者等と事前協議を実施している。	・指定日：平成 21 年 4 月 1 日 ・令和 2 年度協議件数：12 件



花と緑の景観拠点づくり事業



宝塔山公園の整備



宮崎駅東通線(西中工区)



多面的機能支払交付金
（上村地区・上村みどり会植栽活動）



緑の募金植樹祭



アートセンター
太陽の広場のパブリックアート」設置

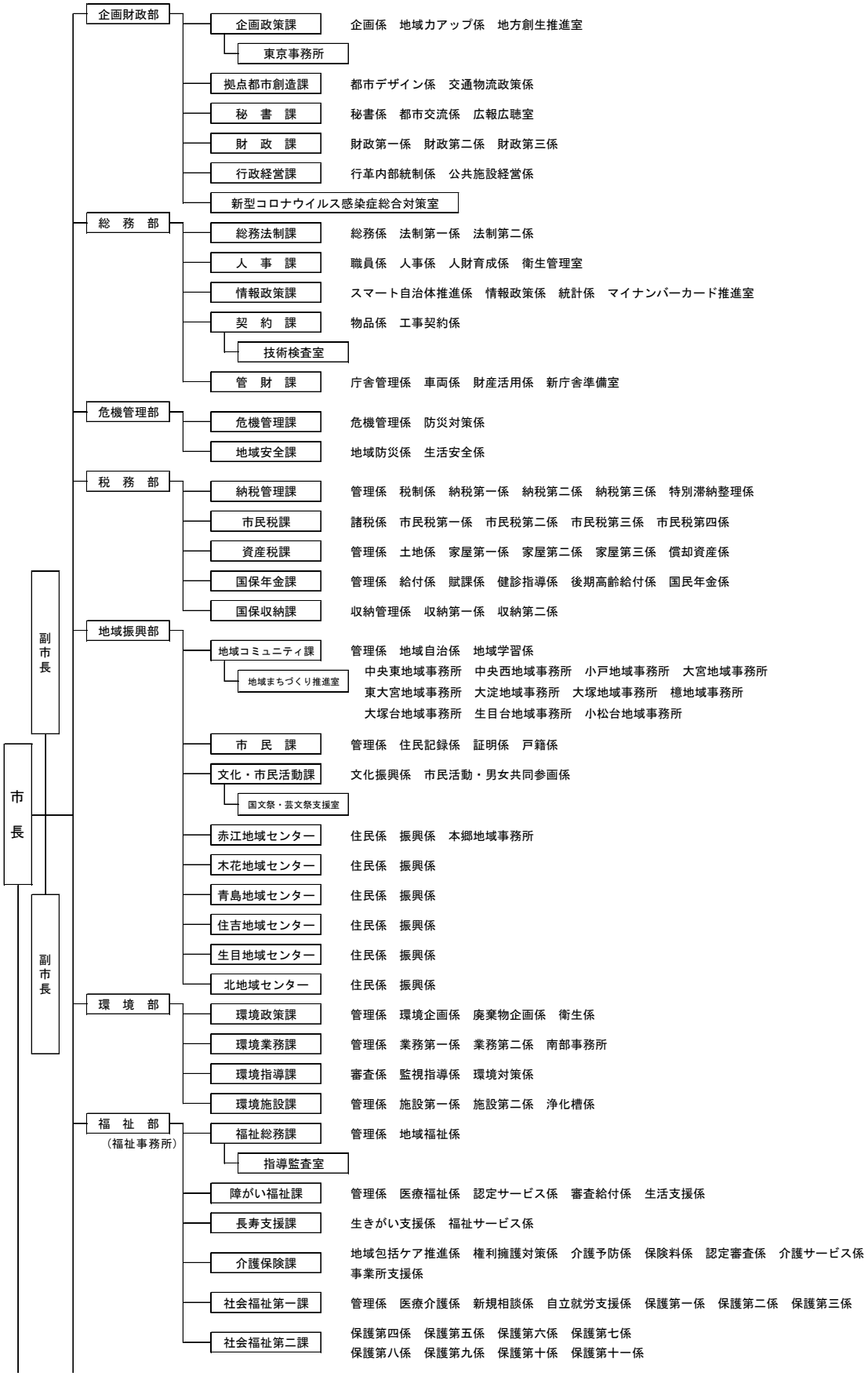
3.3.5　関連行政計画との連携による景観形成の推進

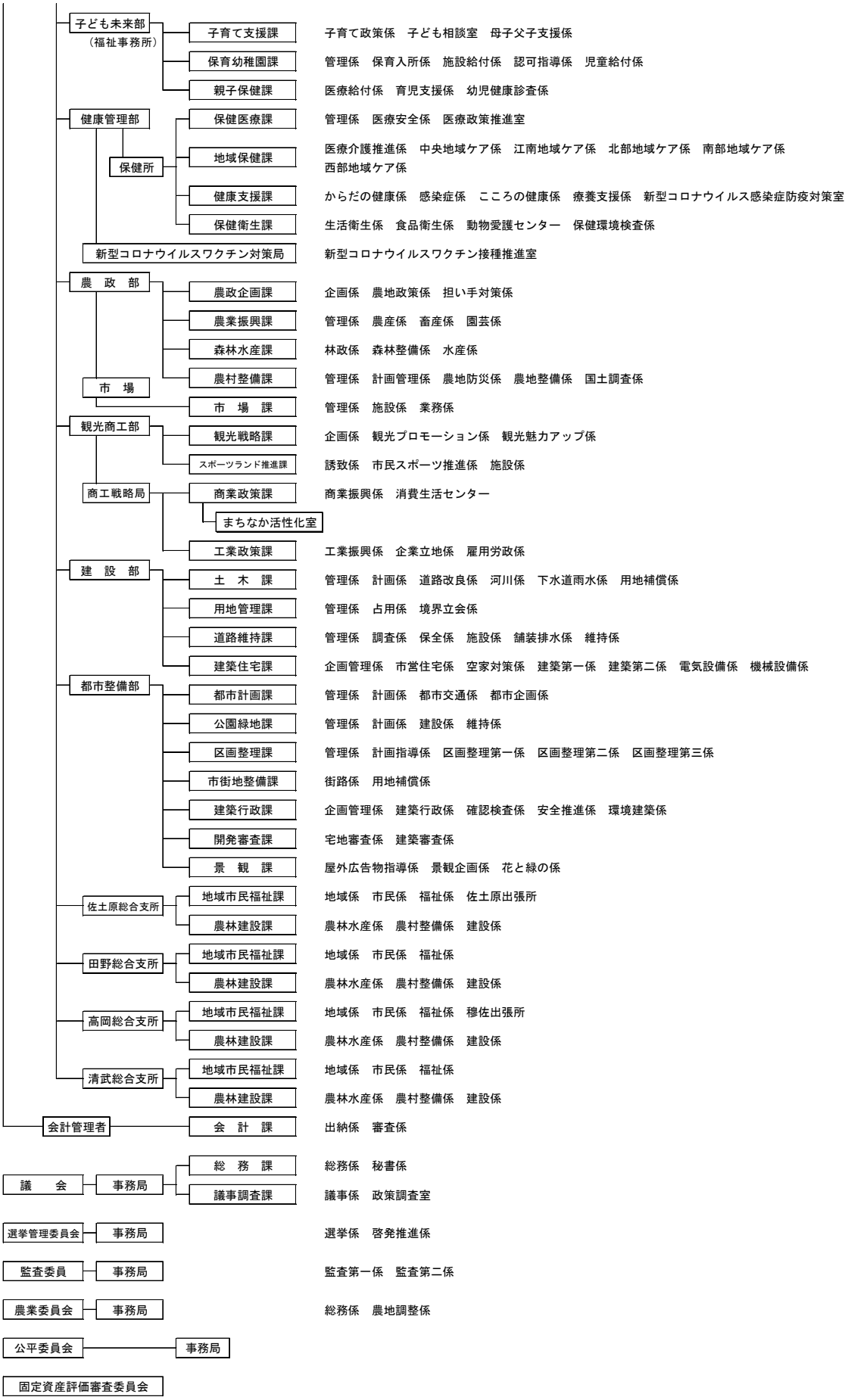
個別施策
○　景観形成は、緑や環境、観光や農業振興などの様々な分野にまたがる取組であることから、関連する計画と連携しながら総合的な景観形成の推進を図る。 【景観課、都市計画課、商業政策課まちなか活性化室、環境政策課、観光戦略課、農政企画課】

主な取組		
計画名等 【担当課】	計画内容	関連データ等
緑の基本計画 【景観課】	・長期的な視点に立った緑のまちづくりに関するガイドプランであり、公園の整備や緑地の保全、公共施設や民有地の緑化の方針などを定めている。	・平成 13 年 9 月 策定 ・平成 20 年 3 月 改訂 ・平成 26 年 3 月 策定 ・平成 31 年 3 月 改訂
都市計画 マスタープラン 【都市計画課】	・本市のまちづくり(都市計画)の基本方針となるもので、都市の将来像や土地利用の方針等を取りまとめたもの。	・平成 10 年 8 月 策定 ・平成 15 年 4 月 第 1 回改訂 ・平成 19 年 12 月 第 2 回改訂 ・平成 25 年 3 月 第 3 回改訂 ・平成 30 年 3 月 第 4 回改訂
まちなか活性化 推進計画 【商業政策課まちなか活性化室】	・『「働く」「住む」「訪れる」魅力をみんなで育むまちづくり』を基本理念として、緑の回廊を中心に、花や緑でつながる環境を市民協働で「育み」、回遊性の向上と宮崎らしい景観づくりを進める。	・計画年度:平成 30 年度～令和 4 年度
第三次宮崎市 商業振興計画 【商業政策課】	・人口減少などの課題に対処し、本市商業の振興を推進していくことを目的として策定したもの。 ・商店街等の景観の統一感を図るほか、花と緑など魅力的な商業空間づくりを推進する。	・計画年度:平成 30 年度～令和 4 年度
環境基本計画 【環境政策課】	・本市の環境の保全に関する基本的な計画であり、市民・事業者・行政の各主体が連携して取り組む目標や方向性を定めたもの。 ・取組の方向性の一つに「花と緑が豊かな、快適に生活できるまち」を掲げ、魅力ある景観形成の取組を推進する。	・計画年度:平成 30 年度～令和 9 年度
観光振興計画 【観光戦略課】	・新たな観光施策を立案し、計画的かつ効果的に展開するために策定したもの。 ・街並みや看板等を自然と景観との調和に配慮した統一感のあるものを目指す。	・計画年度:令和 2 年度～令和 6 年度
農林水産業 振興基本計画 【農政企画課】	・本市の農林水産業振興の指針となる計画。 ・農業・農村の過疎化、高齢化、混住化に伴い、次第に困難となってきた共同活動を支援し、豊かな農村環境づくりを推進する。 ・これまで保全されてきた良好な農村景観をあらためて見直すとともに、その環境や景観の維持管理に努める。	・計画年度:平成 29 年度～令和 3 年度

資　料　編

1．宮崎市の行政組織　（令和３年４月１日現在）




子ども未来部
（福祉事務所）
子育て支援課
子育て政策係　子ども相談室　母子父子支援係
保育幼稚園課
管理係　保育入所係　施設給付係　認可指導係　児童給付係
親子保健課
医療給付係　育児支援係　幼児健康診査係
健康管理部
保健医療課
管理係　医療安全係　医療政策推進室
保健所
地域保健課
医療介護推進係　中央地域ケア係　江南地域ケア係　北部地域ケア係　南部地域ケア係
西部地域ケア係
健康支援課
からだの健康係　感染症係　こころの健康係　療養支援係　新型コロナウイルス感染症防疫対策室
保健衛生課
生活衛生係　食品衛生係　動物愛護センター　保健環境検査係
新型コロナウイルスワクチン対策局
新型コロナウイルスワクチン接種推進室
農　政　部
農政企画課
企画係　農地政策係　担い手対策係
農業振興課
管理係　農産係　畜産係　園芸係
森林水産課
林政係　森林整備係　水産係
農村整備課
管理係　計画管理係　農地防災係　農地整備係　国土調査係
市　場
市　場　課
管理係　施設係　業務係
観光商工部
観光戦略課
企画係　観光プロモーション係　観光魅力アップ係
スポーツランド推進課
誘致係　市民スポーツ推進係　施設係
商工戦略局
商業政策課
商業振興係　消費生活センター
まちなか活性化室
工業政策課
工業振興係　企業立地係　雇用労政係
建　設　部
土　木　課
管理係　計画係　道路改良係　河川係　下水道雨水係　用地補償係
用地管理課
管理係　占用係　境界立会係
道路維持課
管理係　調査係　保全係　施設係　舗装排水係　維持係
建築住宅課
企画管理係　市営住宅係　空家対策係　建築第一係　建築第二係　電気設備係　機械設備係
都市整備部
都市計画課
管理係　計画係　都市交通係　都市企画係
公園緑地課
管理係　計画係　建設係　維持係
区画整理課
管理係　計画指導係　区画整理第一係　区画整理第二係　区画整理第三係
市街地整備課
街路係　用地補償係
建築行政課
企画管理係　建築行政係　確認検査係　安全推進係　環境建築係
開発審査課
宅地審査係　建築審査係
景　観　課
屋外広告物指導係　景観企画係　花と緑の係
佐土原総合支所
地域市民福祉課
地域係　市民係　福祉係　佐土原出張所
農林建設課
農林水産係　農村整備係　建設係
田野総合支所
地域市民福祉課
地域係　市民係　福祉係
農林建設課
農林水産係　農村整備係　建設係
高岡総合支所
地域市民福祉課
地域係　市民係　福祉係　穆佐出張所
農林建設課
農林水産係　農村整備係　建設係
清武総合支所
地域市民福祉課
地域係　市民係　福祉係
農林建設課
農林水産係　農村整備係　建設係
会計管理者
会　計　課
出納係　審査係
議　会
事務局
総　務　課
総務係　秘書係
議事調査課
議事係　政策調査室
選挙管理委員会
事務局
選挙係　啓発推進係
監査委員
事務局
監査第一係　監査第二係
農業委員会
事務局
総務係　農地調整係
公平委員会
事務局
固定資産評価審査委員会


教育長
教育委員会
事務局
企画総務課
総務係　教育施策推進室
学校施設課
計画管理係　整備維持係　設備保全係
学校教育課
管理係　学事係　教育指導係　生徒指導係　特別支援教育係
教育情報研修センター
教育情報係　教育研修係
生涯学習課
青少年家庭教育係　放課後子ども教育係　社会教育係
保健給食課
学校保健係　学校給食係
文化財課
文化財管理係　埋蔵文化財保護係　埋蔵文化財調査係　文化財整備活用係
上下水道事業管理者
上下水道局
管　理　部
総　務　課
総務係　職員係　防災・技術研修係
財　務　課
経営戦略係　財務第一係　財務第二係
料　金　課
管理検針係　料金係
給排水設備課
管理係　給水装置係　排水設備係
水　道　部
水道整備課
管理係　整備係　建設第一係　建設第二係　計画調整係
配水管理課
配水管理係　配水施設係　維持係　漏水防止係
浄　水　課
施設計画係　施設第一係　施設第二係　下北方浄水場　富吉浄水場　水質管理センター
営業所工務課
工務管理係　佐土原営業所工務係　田野営業所工務係　高岡営業所工務係　清武営業所工務係
下 水 道 部
下水道整備課
管理係　建設第一係　建設第二係　維持係
下水道施設課
管理係　計画係　建設係　維持・水質係
消 防 長
消　防　局
総　務　課
管理係　総務研修係　消防団係　消防庁舎建設推進室
警　防　課
警防係　車両装備係　救急救助企画室
予　防　課
予防係　保安係　査察指導係
指　令　課
情報管理係　指令第一係　指令第二係　指令第三係
北 消 防 署
消防係　救急係　調査係　予防指導係　予防査察係
東　分　署
消防係　救急係　救助係
北部出張所
消防係　救急係
西部出張所
消防係　救急係
住吉救急出張所
南消防署
消防係　救急係　救助係　調査係　予防指導係　予防査察係
中部出張所
消防係　救急係
南部出張所
消防係　救急係
青島出張所

２．宮崎市の景観行政の歩み

昭和 44 年 9 月 29 日	宮崎県沿道修景美化条例施行
平成 2 年 4 月 1 日	宮崎市都市景観条例施行
平成 3 年 3 月	宮崎市都市景観基本計画及び大規模建築物等景観形成指針策定
平成 3 年 8 月 19 日	「女性の目から見たまちづくり懇話会」設置
	（平成 4 年 3 月までに 5 回開催）
平成 4 年 7 月 1 日	「橘公園通り地区」都市景観形成地区（区域指定）
平成 4 年 9 月 1 日	平成 4 年度宮崎市都市景観賞決定（3 件）
	・宮崎空港ターミナル
	・県立宮崎病院
	・県庁前楠並木通り
平成 4 年 10 月 1 日	「橘公園通り地区」都市景観形成地区
	（都市景観形成計画及び都市景観形成地区基準策定）
平成 4 年 11 月 7 日	「‘92都市景観のつどい」開催（宮崎県と共催）
	第1部　平成4年度宮崎市都市景観賞授賞式
	第2部　都市景観講習会
	講師　東京大学工学部教授　篠原修氏
	演題 「まちづくりとシビックデザインについて」
平成 5 年 3 月	「宮崎市花のまちづくり基本計画」策定
平成 5 年度～	「宮崎市花のまちづくり地区推進協議会」の設立
	※市内の 15 地区自治会連合会単位に協議会を設置していただき、地域ごとの特色のある花のまちづくりの推進を行っている。
	「宮崎市花のまちづくり推進員」の委嘱
	※現在、各地域で通りを花で飾っている家庭や事業所を推進委員に委嘱し、地域に花や緑を普及、啓発していただく。（任期3年）
	「花いっぱい推進事業」の開始
	※市民団体やグループが、地域の道路沿いや空き地、農地などに花壇や花園をつくる場合、（財）宮崎市花のまちづくり公社から花の種子、球根、苗を供給して、事業の推進拡大を図っている。
平成 5 年 4 月 1 日	企画課内に「花のまちづくり係」を新設
平成 5 年 4 月 1 日	「（財）宮崎市花のまちづくり公社」を新設
平成 5 年 4 月 1 日	「宮崎市花のまちづくり推進会議」の設置（～平成 14 年 3 月 31 日）
平成 5 年 9 月 7 日	平成 5 年度宮崎市都市景観賞決定（3 件）
	・九州電力宮崎支店
	・ニュータウン神宮苑
	・県営学園木花台団地
平成 5 年 9 月 29 日	改正宮崎県屋外広告物条例施行
平成 5 年 10 月	「後田川緑道」が平成 5 年度都市景観大賞
	（景観形成事例部門小空間レベル）
平成 5 年 10 月 4 日	平成 5 年度宮崎市都市景観賞表彰式
	記念講演 講師 ㈱アプル総合計画事務所　中野恒明氏

	演題 「魅力あるまちづくりへ　～都市の景観を語る～」
平成 6 年 3 月	宮崎市都市景観照明基本計画策定
平成 6 年 9 月 30 日	ビジュアルシンポジウム‘94宮崎　開催
	テーマ 「太陽からの贈り物　～自然エネルギーと街と明かり～」
	コーディネーター　小出五郎氏（NHK解説主幹）
	パネリスト　　茅　陽一氏（東京大学工学部教授）
	ｸﾞﾚｺﾞﾘｰ･ｸﾗｰｸ氏（上智大学比較文化学部教授）
	石井幹子氏（照明デザイナー）
	津村重光　（宮崎市長）
平成 6 年 10 月 18 日	平成 6 年度宮崎市都市景観賞決定（3 件）
	・宮崎観光ホテル
	・阿波岐原森林公園園路
	・宮崎公立大学
平成 6 年 12 月 1 日	平成 6 年度宮崎市都市景観賞表彰式
平成 7 年 3 月	「ライトアップ宮崎創出事業」工事完了　・橘公園（市役所前周辺）
平成 7 年度～	「宮崎市花のまちづくりコンクール」の実施
	※花のまちづくりに関する総合的なコンクールを実施して、市民の意識向上を図る。コンクール入賞者は県レベルで開催される「花と緑のみやざきづくりコンクール」に推薦し、さらにその入賞者は「全国花のまちづくりコンクール」に推薦している。
	※花のまちづくりコンクールの表彰式として「宮崎市花のまちづくり推進大会」を実施し、併せて記念講演会を行っている。
	「オープンガーデン市民見学会」の実施
	※花を美しく飾っている家庭、事業所、公園、花の名所等の現地を見学して、花の種類、管理手法、植栽デザインなどの花づくり、花飾り技術の向上と関心を高め、市民の自主的な花のまちづくり意識の高揚を図ることを目的とする。
	都市計画公園課内に「花と緑の係」を新設
平成 7 年 4 月 1 日	「高千穂通地区」都市景観形成地区（区域指定）
平成 7 年 4 月 10 日	「高千穂通地区」都市景観形成地区
平成 7 年 7 月 1 日	（都市景観形成計画及び都市景観形成地区基準策定）
	「一ツ葉リゾート地区」都市景観形成地区（区域指定）
平成 8 年 4 月 5 日	「日南海岸地区」都市景観形成地区（区域指定）
	「一ツ葉リゾート地区」都市景観形成地区
平成 8 年 7 月 1 日	「日南海岸地区」都市景観形成地区
	（都市景観形成計画及び都市景観形成地区基準策定）
平成 8 年 11 月 6 日	平成 8 年度宮崎市都市景観賞決定（6 件）
	〈建築賞〉　・青島パームビーチホテル
	・宮日会館
	・ニッセイ宮崎ビル
	・JR宮崎駅
	・ギャゼットマーケットプレイス
	〈街なみ賞〉　・花山手
	〈選考委員会推薦物件〉　・宮崎県総合文化公園

	・生目台ウッドタウン地区
	・橘通商店街空店舗の壁面デザイン
平成 8 年 11 月 20 日	平成 8 年度宮崎市都市景観賞表彰式
	記念講演　講師　埼玉大学工学部教授　窪田陽一氏
	演題「蓄積する景観～歴史と風土を活かすまちづくり～」
平成 9 年 4 月 1 日	市の機構改革により「街路公園課」が新設され、「花と緑の係」を編入
平成 9 年 10 月	「高千穂通地区」が平成 9 年度都市景観大賞受賞
	（景観形成事例部門地区レベル：宮崎県）
平成 10 年 4 月 1 日	都市計画課に「都市景観係」を新設
平成 10 年 4 月 1 日	宮崎市屋外広告物条例施行　※平成 10 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、宮崎県から屋外広告物に関する事務が委譲され、県条例を基本とする宮崎市屋外広告物条例を制定・施行することとなった。
平成 10 年 9 月 7 日	平成 10 年度第 1 回違反広告物一斉除却実施
平成 11 年 3 月 27 日	グリーン博みやざき99開催（～5 月 30 日）
平成 11 年 4 月 1 日	宮崎市路上違反広告物追放推進員制度創設
	（市民ボランティアによる違反広告物監視除却促進）
平成 11 年 6 月 4 日	宮崎市路上違反広告物追放推進員委嘱式（133 名）
平成 11 年 10 月	「橘公園地区」が平成 11 年度都市景観大賞受賞
	（景観形成事例部門地区レベル）
平成 12 年 1 月 11 日	宮崎市路上違反広告物対策協議会発足
	構成団体・機関：国・県・市の道路管理者、電柱設置管理者、業界団体
平成 12 年 2 月 5 日	都市景観シンポジウム開催
	基調講演　講師　田口敦子氏（多摩美術大学教授）
	演題「都市景観とサイン」
	パネルディスカッション
	テーマ「ふるさと宮崎の景観づくり」
	コーディネーター　東治男氏（宮崎放送アナウンサー）
	パネリスト　玉木徹志氏（宮崎公立大学教授）
	海老原邦子氏（（社）宮崎県建築士会）
	岩切達郎氏（宮崎市観光協会会長）
	田代学氏（医師、郷土史家）
平成 12 年 3 月 17 日	平成 11 年度宮崎市屋外広告物講習会開催（宮崎県と持ち回りで隔年開催）
平成 12 年 4 月 29 日	「フローランテ宮崎」開園
平成 12 年 10 月	「一ツ葉リゾート地区」が平成 12 年度都市景観大賞受賞
平成 12 年 10 月 7 日	平成 12 年度まちなみ観察隊結成式（～11 月 23 日）
	（宮崎中学校・生目台中学校・青島中学校）
平成 12 年 11 月 9 日	平成 12 年度宮崎市都市景観賞決定（4 件）
	〈建築賞〉　・ホテルマリックスラグーン
	・青島サンクマール
	〈街なみ賞〉　・ニュータウン飛鳥
	・四季通り
	〈選考委員会推薦物件〉　・宮崎県庁本館

平成 12 年 11 月 23 日	平成 12 年度宮崎市都市景観賞表彰式
	記念講演　講師　北川義男氏（南九州大学園芸学部教授）
	演題「緑の計画と宮崎の景観づくり」
	パネルディスカッション
	コーディネーター　佐藤寿美氏（NHK宮崎放送局長）
	パネリスト　　岩切達郎氏（宮崎市観光協会会長）
	隈部智代氏（環境カウンセラー）
	出口近士氏（宮崎大学工学部助教授）
	原口榮森氏（宮崎県建築士会宮崎支部長）
	津村重光　（宮崎市長）
	まちなみ観察隊活動報告
	「あなたが見つけた宮崎らしい景観」応募写真展示
平成 13 年 7 月 27 日	平成 13 年度まちなみ観察隊（～11 月 23 日）
	（檍中学校、青島中学校、赤江中学校、大淀中学校、生目中学校、住吉中学校、宮崎大学附属中学校）
平成 13 年 9 月 17 日	「宮崎市緑の基本計画」策定
平成 13 年 11 月 23 日	「2001宮崎市景観まちづくりのつどい」開催
	記念講演　講師　鳴海邦碩氏（大阪大学大学院工学研究科教授）
	演題「景観からのまちづくり」
	まちなみ観察隊活動報告
平成 14 年 10 月	中学生のための景観教室実施（15 年 2 月までの約 20 時間）
	実施校：木花中学校（生徒 13 名）
	※平成 12・13 年度に実施した「まちなみ観察隊」の活動が、学校の授業とは切り離し土曜・日曜又は夏休みの限られた日数で行われたのに対し、景観教室は社会科の授業の中で、「景観」について考えてみようとするもの。
平成 14 年～	錦町通線無電線化整備事業（第 1 期事業：14 年度～16 年度）
	・延長：430m
	・電線地中化工事：九電、NTT、有線他
平成 15 年 4 月 1 日	「宮崎市緑のまちづくり条例」施行
平成 15 年 7 月	中学生のための景観教室実施（16 年 2 月までの約 20 時間）
	実施校：宮崎東中学校（生徒 33 名）
平成 16 年 7 月	中学生のための景観教室実施（16 年 12 月までの約 15 時間）
	実施校：生目台中学校（生徒 27 名）
	中学生のための景観教室実施（16 年 10 月までの約 19 時間）
	実施校：東大宮中学校（生徒 21 名）
平成 17 年 4 月	都市整備部に「都市景観課」を新設
	景観企画係・屋外広告物指導係・花と緑の係
平成 17 年 6 月	中学生のための景観教室実施（18 年 2 月までの約 9 時間）
	実施校：住吉中学校（生徒 34 名）
平成 17 年 10 月 22 日	シンガポール景観研修（10 月 25 日まで）
	・市民（一般公募）20 名　・緑のアドバイザー　1 名
	・市政記者　1 名　・随行市職員　2 名　（合計）　24 名

平成 17 年～	錦町通線無電線化整備事業（第 2 期事業：17 年度～22 年度）
	・延長：600m
	・電線地中化工事：九電、NTT、有線他
平成 18 年 2 月 23 日	花と緑の景観まちづくりのつどい開催
	第 11 回「宮崎市花のまちづくりコンクール表彰式」
	記念講演　講師　伊藤滋氏（早稲田大学特命教授）
	演題「景観をどう創るか、どう守るか」
平成 18 年 6 月	中学生のための景観教室実施（18 年 12 月までの約 9 時間）
	実施校：青島中学校（生徒 13 名）
平成 18 年 10 月 1 日	宮崎市都市景観条例の一部改正
	①建築物の色彩基準を導入
	②適合しない場合の勧告や変更命令等を規定
	③罰則の新設
	④建築完了時の届出の義務化
平成 18 年 10 月 19 日	シンガポール景観研修（10 月 22 日まで）
	・市民（一般公募）19 名　・随行市職員　2 名　（合計）　21 名
平成 19 年 2 月 20 日	景観まちづくりのつどい開催
	基調講演　講師　武山良三氏（富山大学芸術文化学部教授）
	演題　「住みたい、行きたい宮崎市のつくり方
	～屋外広告物を活用したまちの活性化と景観づくり～」
平成 18 年～	橘通老松 1 号線無電線化整備事業（平成 18～21 年度）
	・延長：230m
	・電線地中化工事：九電、NTT、有線他
	・カラー舗装
	・「あみーろーど」完成セレモニー（平成 21 年 11 月 28 日）
平成 19 年 5 月	中学生のための景観教室（20 年 2 月までの約 25 時間）
	実施校：久峰中学校（生徒 21 名）
平成 19 年 8 月～	景観モデル地区デザインづくりワークショップ（大淀川周辺 11 月まで計 4 回開催）
平成 19 年 9 月 28 日	宮崎市景観条例改正
	（景観法が委任している規定及び同法の施行に必要な規定の整備）
平成 19 年 10 月	宮崎市景観計画策定
平成 19 年 10 月 18 日	シンガポール景観研修（10 月 21 日まで）
	・市民（一般公募）20 名　・宮崎市都市景観審議会委員　1 名
	・随行職員　2 名　　（合計）　23 名
平成 20 年 1 月 1 日	宮崎市景観条例施行
平成 20 年 3 月	「宮崎市緑の基本計画」の改定
平成 19 年～	川原通線西詰め、橘東1の南1号線無電線化整備事業（平成 19～21 年度）
	・延長：180m
	・電線地中化工事：九電、NTT、有線他
	・本体管路工事完成（平成 21 年度）
	・地中線入線、抜柱（平成 22 年度）
平成 20 年 4 月	都市景観課を「景観課」に名称変更

平成 20 年 5 月	中学生のための景観教室(21 年 3 月までの約 26 時間)
	実施校:高岡中学校(生徒 22 名)
平成 20 年 8 月 12 日	景観まちづくりのつどい開催
	報告　宮崎をひかりで変える実行委員会
	演題 「民間が主体となった夜間景観創出の取組」
	講演　講師　井上憲司氏(神奈川県県土整備部都市整備公園課技幹)
	演題 「美しい県土づくりのための景観形成」
	～神奈川県の景観に関する取組と今後の景観づくり～
平成 20 年 9 月 12 日	景観まちづくりセミナー
	講演 1 講師　板谷梨代氏(㈱西井塗料産業販売促進部企画デザイン室)
	演題「色の楽しさと塗料の魅力」
	～景観色彩のあり方を、色が心と体に与える影響や色の特性から考える～
	講演 2 講師　宮川央輝氏(ランドスケーププロジェクト代表)
	演題「景観と環境による新しいまちづくり戦略」
	～人と景観環境の結びつきを再確認し、今後の景観と環境づくりを考える～
平成 20 年 10 月 21 日	シンガポール景観研修(10 月 25 日まで)
	・市民(一般公募)18 名　・随行職員 2 名　(合計) 20 名
平成 20 年 12 月 1 日	景観重要建造物の指定
	指定建造物　①宮崎県庁本館　②県庁5号館　③商家「旧阪本家」
平成 20 年 12 月 26 日	景観整備機構の指定　(指定機関 :㈳宮崎県建築士会)
平成 21 年 4 月 1 日	景観重要公共施設の指定　・河川 :一般河川、二級河川
	・道路 :高速自動車国道、一般国道、県道、都市計画道路に指定された宮崎市道
平成 21 年 5 月	中学生のための景観教室(22 年 3 月までの約 28 時間)
	実施校:田野中学校(生徒 21 名)　協力団体:㈳宮崎県建築士会
平成 21 年 5 月 31 日	2009 景観まちづくりのつどい　～農村景観を生かした地域づくり～
	講演 1 講師　岡部章氏(宮崎県県土整備部都市計画課)
	演題「景観法と景観まちづくり」
	講演 2 講師　福田忠義氏(一里山地区ふるさとづくり推進協議会会長)
	演題「一里山地区の農地と景観を守る」
	講演 3 講師　前田律雄氏(和石地区田園の景観を守る会会長)
	演題「地域資源を生かした村づくり」
	講演 4 講師　冨高麻美氏(西米良村総務企画課)
	演題「むらの風景づくり」
	講演 5 講師　工藤富士氏(日之影町地域振興課)
	演題「癒しの提供と景観形成」
	講演 6 講師　工藤鉄平氏(NPO法人天岩戸自然学校副理事)
	演題「地域づくりこびるの話～継続的にやっていくまちづくり～」
	講演 7 講師　松竹昭彦氏((社)宮崎県建築士会まちづくり委員長)
	演題「宮崎まちづくり・岩戸塾の取組」

	講演 8 講師　吉田博嗣氏（大分県日田市教育庁文化財保護課主査）
	演題「重要文化的景観【小鹿田焼の里】における取組」
平成 21 年 7 月 11 日	市民景観海外派遣研修活動フォーラム
	班別自主研修発表（平成 20 年度景観海外派遣研修参加者）
	講演　講師　北川義男氏（南九州大学環境造園学部教授）
	講話　班別自主研修発表についての講評等
平成 21 年 7 月 17 日	パネルディスカッション「市民による宮崎市の景観づくりについて」
	景観まちづくりセミナー　～公共事業と景観まちづくり～
	講演 1 講師　渡辺学氏（宮崎県県土整備部高速道対策局長）
	演題「景観と地域づくり」
	講演 2 講師　川口芳人氏（国土交通省九州地方整備局企画部建設専門官
	演題「風景にきづき！景観にきづく」
	講演 3 講師　宮崎市景観課景観企画係
	演題「宮崎市景観重要公共施設の整備について」
平成 21 年 10 月 1 日	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
	指定建造物　①河上家武家門 ②安藤家武家門
	指定樹木　①フェニックス（県庁本館前西側）
	②フェニックス（県庁本館前東側）
平成 21 年 10 月 20 日	シンガポール景観研修（10 月 24 日まで）
	・市民（一般公募）17 名 ・随行職員 3 名　（合計）20 名
平成 22 年 2 月 23 日	景観まちづくりセミナー　～公共施設とまちなみ景観～
	講演 1 講師　黒田博司（宮崎県県土整備部都市計画課長）
	演題「宮崎県における景観形成の取組と新たな展開について」
	講演 2 講師　鬼束健司氏（宮崎景観研究会メンバー）
	演題「公共施設の景観に関する研究」
	講演 3 講師　宮川理香氏（関西ペイント㈱CD研究所第2研究部長）
	演題「橋梁と集合住宅の色彩の考え方」
平成 22 年 4 月 23 日	第 16 回 全国花のまちづくり宮崎大会（4 月 24 日まで）
	講演　講師 辻本智子氏(辻本智子環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ研究所代表取締役所長)
	演題「宮崎ガーデンルネサンス」
	パネルディスカッション「次代へつなぐガーデンライフと花のまちづくり」
	体験型イベント ・ガーデニングデンドロ植栽体験
	・ハンキングバスケットづくり体験
	現地見学会　・「花のビューポイント」コース
	・「オープンガーデン」コース ほか大会関連イベント実施
平成 22 年 6 月 1 日	「屋外広告物適正化推進計画」策定
平成 22 年 6 月	中学生のための景観教室（22 年 10 月までの約 11 時間）
	実施校：清武中学校（生徒 29 名） 協力団体：㈳宮崎県建築士会
平成 22 年 7 月	中学生のための景観教室（22 年 12 月までの約 9 時間）
	実施校：加納中学校（生徒 34 名） 協力団体：㈳宮崎県建築士会
平成 22 年 10 月 16 日	景観まちづくりのつどい開催
	表彰式 「平成 22 年度　宮崎市の風景絵画コンクール」

	講演　講師　武山良三氏（富山大学芸術文学部教授）
	演題「市民とつくる宮崎らしいウェルカムサイン」
	～もう一度訪れたくなるまちの魅力を考えましょう～
	パネルディスカッション「宮崎の風景と屋外広告」
平成 23 年 3 月 31 日	宮崎市景観条例改正（景観形成推進地区制度及び景観まちづくり協定制度の制定）
平成 22 年	錦町通線無電線化整備事業：本体管路工事完成
	地中線入線(平成 23 年度)
	抜柱(平成 24 年度)
平成 23 年 4 月 1 日	四季通り地区を景観形成推進地区に指定
平成 23 年 6 月	移動通信用鉄塔景観ガイドラインの策定（平成 23 年 6 月 1 日施行）
平成 23 年 8 月 26 日	景観教室（平成 24 年 2 月までの計 24 時間）
	実施校：田野中学校、宮崎小学校、青島小学校、国富小学校
	（生徒児童：258 名）　協力団体：㈳宮崎県建築士会
平成 23 年 10 月 5 日	宮崎駅東通線ガイドライン市民説明会　計 4 回実施
平成 23 年 10 月 22 日	第 2 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
	第 1 回オータム・フラワー・ウィーク開催（平成 23 年 10 月 28 日まで）
	第 17 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを1週間開催
平成 23 年 11 月 12 日	2011 景観まちづくりのつどい開催　～地域資源を活かした景観づくり～
	講演 1 講師　松竹昭彦氏（社団法人宮崎県建築士会副会長）
	演題　「宮崎県内における景観づくりの取組み」
	講演 2 講師　高山　美佳氏（LOCAL & DESIGN 株式会社代表取締役）
	演題　「暮らし・産業・経済の舞台となる景観づくり」
	講演 3 講師　高尾　忠志氏（九州大学大学院特任助教）
	演題　「つくる、ではなく、繕いー続ける」
	パネルディスカッション
	テーマ　「地域資源を活かした景観づくりと今後の展望」
	コーディネーター　吉武哲信氏（宮崎大学工学部准教授）
	パネリスト　　松竹昭彦氏、高山美佳氏、高尾忠志氏、行政
平成 23 年 11 月 27 日	地域の探検隊事業開催
	実施団体：桜町自治会（平成 23 年 12 月までの計 2 回）
	参加者数：延べ 29 人　成果物：桜町風景散歩マップ
平成 24 年 3 月 1 日	「宮崎市屋外広告物ガイドライン」の策定
	高岡天ヶ城麓地区まちづくりガイドラインを景観まちづくり協定に認定
	「みやざきの景観づくり」Twitter 運用開始
平成 24 年 3 月 2 日	宮崎駅東通り地区を重点景観形成地区に指定
	宮崎市景観計画の一部変更
平成 23 年～	川原通線（松山工区）無電線化整備事業（平成 23～25 年度）
	・延長：100m
	・電線地中化工事：九電、NTT、有線他
	・地中線入線（平成 26 年度）
	・抜柱（平成 27 年度）
平成 24 年 4 月 1 日	「宮崎市景観アドバイザー制度」制定

平成 24 年 6 月	景観教室（平成 24 年 2 月までの計 27 時間） 実施校：本郷小学校、小戸小学校、佐土原小学校、青島小学校、高岡中学校 （生徒児童：357 名） 協力団体：㈳宮崎県建築士会
平成 24 年 9 月 7 日	「宮崎市版・365 日誕生花」の決定 市内で生産・流通・自生する草花や山野草などの中から、市独自のリストをつくり、市立小・中学校 73 校の児童・生徒に投票してもらったほか、市のホームページを通して一般投票も行い、その結果を基に最終決定した。
平成 24 年 10 月 5 日	第 3 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 24 年 10 月 13 日	第 2 回オータム・フラワー・ウィーク開催（平成 24 年 10 月 20 日まで） 第 18 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 1 週間開催
平成 24 年 12 月 9 日	東部第二地区における景観まちづくりワークショップ開催 （平成 25 年 3 月まで 3 回開催） 景観アドバイザー：松竹昭彦氏、伊藤慎一朗氏
平成 24 年 12 月 12 日	平成 24 年度宮崎市景観賞決定（5 件） 〈建築部門〉 ・For get me not MARMA ・フローランテ宮崎 ・去川関所御定番二見家住宅 〈まちなみ部門〉 ・光と恋のイルミネーション in MIYAZAKI ・青柳川を守る会
平成 25 年 2 月 22 日	平成 24 年度景観賞表彰式 平成 24 年度景観まちづくりのつどい開催～地域とふれあう景観づくり～ 講演 1 講師 福永栄子氏（㈱ｱｲﾛｰﾄﾞ代表 地域交流誌「みちくさ」編集長） 演題 「暮らしの中の旅風景」 講演 2 講師 福島大輔氏（NPO法人 桜島ミュージアム理事長） 演題 「桜島の景観を活かした試み」 パネルディスカッション テーマ 「地域とふれあう景観づくり」 コーディネーター 北川義男氏（宮崎市景観審議会会長） パネリスト 松竹昭彦氏、福永栄子氏、福島大輔氏、行政
平成 25 年 3 月 3 日	地域の探検隊事業開催 ・実施場所：清武 （安井息軒旧宅） ・参加者数：延べ 23 人
平成 25 年 4 月	景観アドバイザー制度実施（平成 25 年度 計 2 回） ・大淀川水管橋塗装改修にかかる景観に配慮した色彩の提案 アドバイザー：板谷梨代氏 ・高岡天ヶ城麓地区における道路美装化について アドバイザー：揚村固氏
平成 25 年 5 月	景観教室（平成 26 年 2 月までの計 24 時間） 実施校：佐土原小学校、穆佐小学校、青島小学校、宮崎北中学校 （生徒児童：166 名） 協力団体：(一社)宮崎県建築士会

平成 25 年 7 月 31 日	花回遊マップの製作
平成 25 年 8 月	地域活性化歓迎広告物ガイドラインの策定
平成 25 年 10 月 11 日	第 4 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 25 年 10 月 18 日	第 3 回オータム・フラワー・ウィーク開催（平成 25 年 10 月 24 日まで）
	第 19 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 1 週間開催
平成 25 年 11 月 9 日	地域の探検隊事業開催
	「一ッ葉風景サイクリング」　参加人数：24 人
平成 25 年 12 月 2 日	宮崎市景観計画の改訂
平成 25 年 12 月 26 日	平成 25 年度宮崎市景観賞決定（4 件）
	〈屋外広告物部門〉
	・前田歯科クリニック高千穂通
	・hairs garden*gleamm
	〈まちなみ部門〉
	・まなび野3丁目南風ゾーン
	・高千穂通り
平成 26 年 2 月 10 日	平成 25 年度景観賞表彰式
	平成 25 年度景観まちづくりのつどい開催　～まちと人をつなぐ広告デザイン～
	講演 1 講師　西川潔氏（筑波大学名誉教授）
	演題「世界の街並みから、広告景観を考える」
	講演 2 講師　津曲智英氏（NPO法人　桜島ミュージアム理事長）
	演題「『街市のれん』のある街、デザインのある未来」
	パネルディスカッション
	テーマ　「まちと人をつなぐ広告デザイン」
	コーディネーター　北川義男氏（宮崎市景観審議会会長）
	パネリスト　　水間京子氏、西川潔氏、津曲智英氏、行政
平成 26 年 3 月	「宮崎市緑の基本計画」改訂
平成 26 年 4 月	「屋外広告物適正化推進計画」改訂
平成 26 年 9 月	景観教室（平成 26 年 12 月までの計 24 時間）
	実施校：佐土原小学校、青島小学校、赤江中学校、宮崎北中学校
	（生徒児童：305 名）　協力団体：(一社)宮崎県建築士会
平成 26 年 10 月 11 日	『“みやざき”らしい「バス停」をめざして』シンポジウム開催
	基調講演　講師　中村文彦氏（横浜国立大学大学院教授）
	演題「まちの交流拠点としてのバス停への期待」
	パネルディスカッション
	コーディネーター　出口近士氏（宮崎市景観審議会委員）
	パネリスト　　中村文彦氏、青山佳子氏、上村哲司氏、
	松竹昭彦氏、行政
平成 26 年 10 月 10 日	第 5 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 26 年 10 月 18 日	第 4 回オータム・フラワー・ウィーク開催（平成 26 年 10 月 28 日まで）
	第 20 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 10 日間開催
平成 26 年 10 月 27 日	誕生花花壇オープン（一ッ葉地区）
平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度宮崎市景観賞決定（3 件）

	〈建築部門〉 ・ソレイユ保育園
	・シェラトン・グランデ・オーシャン・リゾート・アライバルゾーン
	～センス・オブ・アライバル～
	・フィオーレ古賀
平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度みやざき景観 100 選フォトコンテスト表彰
	・グランプリ　作品名 「no rain no rainbows」
	・優秀賞　作品名 「スターライトみやざき」
	〃　作品名 「夏の青島」
平成 27 年 2 月 14 日	「こんなバス停あるといいな～」コンテスト 公開コンペ・最終審査
	主催 “みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会
	・デザイン部門 最優秀賞 甲斐慎二氏
	・フォト部門 最優秀賞 沼口一朗氏
	・アイデア部門 最優秀賞 佐藤咲夏氏
平成 27 年 3 月 27 日	平成 26 年度景観まちづくりのつどい開催
	『未来へつなぐ、宮崎の美しい景観』
	～先人に学び、『オールみやざき』で未来へ！～
	第 1 部 講演 鳩山政秀氏（宮交ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社経営企画部副部長）
	景観課職員
	演題 「岩切イズム」との出会いを皆さんと
	第 2 部 パネルセッション
	第 3 部 パネルディスカッション
	コーディネーター 関西剛康氏（南九州大学教授）
	パネリスト　黒田博司氏、吉田晋弥氏、
	松竹昭彦氏、岡部章氏、行政
平成 27 年 4 月 1 日	「宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例」施行
平成 27 年 6 月	景観教室（平成 27 年 12 月までの計 20 時間）
	実施校：高岡中学校、佐土原小学校、高岡小学校
	（生徒児童：161 名） 協力団体：(一社)宮崎県建築士会
平成 27 年 9 月 20 日	“みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会による
	「橘通 3 丁目バス停」（北進）リニューアル・供用開始
平成 27 年 10 月 6 日	第 5 回オータム・フラワー・ウィーク開催（平成 27 年 10 月 12 日まで）
	第 21 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 7 日間開催
平成 27 年 10 月 9 日	第 6 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 27 年 11 月 28 日	平成 27 年度景観まちづくりのつどい開催
	～日南海岸ロードパークにおける景観・人づくり～
	基調講演 関西剛康氏（南九州大学教授）
	活動報告 長友睦郎氏（日南海岸コバノセンナを育てる会
	長友治氏（鵜戸山をかっとしやる協議会）
	齋藤チヅ子氏（串間のみちを考える女性の会）
	パネルディスカッション
	コーディネーター 関西剛康氏
	パネリスト 長友睦郎氏

	長友治氏
	谷越衣久子氏(日南海岸地域ｼｰﾆｯｸﾊﾞｲｳｪｲ推進協議会)
平成 28 年 2 月 3 日	伊藤慎一朗氏(一般財団法人みやざき公園協会)
	平成 27 年度宮崎市景観賞決定(3 件)
	〈屋外広告物部門〉
	・宮崎ブーゲンビリア空港
	〈まちづくり活動部門〉
	・宮崎駅東地区花のまちづくり実行委員会
	・大塚台緑地林里山整備活動実行委員会
平成 28 年 3 月 25 日	平成 27 年度宮崎市景観賞表彰式
平成 28 年 9 月	景観教室(平成 28 年 12 月までの計 18 時間)
	実施校:青島小学校、佐土原小学校、宮崎北中学校
	(生徒児童:144 名) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 28 年 10 月 7 日	第 7 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 28 年 10 月 8 日	第 6 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 28 年 10 月 16 日まで)
	第 22 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 9 日間開催
平成 28 年 12 月 10 日	花のまちづくりシンポジウム開催
	『太陽と緑と大地のガーデンシティーみやざきを目指して』
	1 部 基調講演 上野砂由紀氏(上野ファームガーデナー)
	演題「花でつながる人の輪」
	2 部 パネルディスカッション
	テーマ「「宮崎らしさ」の一つである「花」を活用したまちづくり」
	コーディネーター 木佐貫ひとみ氏(フリーパーソナリティ)
	パネリスト 関西剛康氏(南九州大学教授)
	長濱保廣氏(宮崎空港ビル㈱代表取締役社長)
	福永栄子氏(㈱ｱｲﾛｰﾄﾞ代表取締役兼編集長)
	戸敷正(宮崎市長)
平成 29 年 1 月 20 日	平成 28 年度宮崎市景観賞表彰式「景観フォトコンテスト」
	〈一般部門〉
	・グランプリ 作品名「これぞ宮崎・ワシントニアパーム」
	・優秀賞 作品名「ムーンロード」
	・優秀賞 作品名「平和台公園」
平成 29 年 2 月 4 日	平成 28 年度景観まちづくりのつどい開催
	まちづくり・チームづくりの「タイミング」 ～「次はあなたと」まちづくり～
	基調講演 井上康志氏(NPO法人みやざき技術士の会理事長)
	トークセッション 松竹昭彦氏(宮崎県建築士会会長)
	景観課職員
	パネルディスカッション
	コーディネーター 熊野稔氏(宮崎大学地域資源創成学部教授)
	パネリスト 井上康志氏
	松竹昭彦氏
	田代景三氏(宮交ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱経営企画部長)

	高田智康氏(㈱MRTアド取締役)
平成 29 年 6 月	景観教室(平成 29 年 12 月までの計 18 時間)
	実施校:本郷小学校、佐土原小学校、宮崎北中学校(生徒児童:144 人)
	協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 29 年 10 月 6 日	第 8 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 29 年 10 月 28 日	第7回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 29 年 11 月 5 日まで)
	第 23 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 9 日間開催
平成 29 年 11 月 17 日	景観まちづくりのつどい 2017 開催
	ー太陽と緑と大地のガーデンシティみやざきを目指してー 開催
	1部 基調講演 林 克彦 氏(㈱北海道ガーデン街道代表取締役)
	演題 「え!?わずか3年で観光客が25万人も増えた！
	～何も無い地域資源から、何でも有るを創造した北海道ガーデン街道の挑戦～」
	2部 パネルディスカッション
	テーマ「宮崎の地域資源を生かした美しく魅力あるまちづくり」
	コーディネーター 木佐貫ひとみ氏(フリーパーソナリティ)
	パネリスト 林克彦氏(㈱北海道ガーデン街道代表取締役)
	関西剛康氏(南九州大学教授)
	吉田晋弥氏((一財)みやざき公園協会理事長)
	杉山智行氏((一財)みやぎん経済研究所主任研究員)
	橋口恵美子氏(㈱インタークロス会長)
	戸敷正(宮崎市長)
平成 30 年 2 月 22 日	宮崎市景観賞表彰式 建築部門(3 件)
	・宮崎太陽銀行本店
	・森のクリニック
	・観光商業施設青島屋
平成 30 年 6 月	景観教室(平成 30 年 11 月までの計 20 時間)
	実施校:佐土原小学校、大宮中学校、宮崎北中学校(269 名)
	協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 30 年 7 月	宮崎市景観アドバイザー制度実施(平成 30 年度計 2 回)
	・シェアサイクル社会実験公共ポート設置におけるデザインの検討について
	アドバイザー:水間 京子 氏(色彩)
平成 30 年 9 月	・橘通歩道花壇における植栽パターンおよび使用植物の検討
平成 30 年 9 月 28 日	アドバイザー:伊藤 慎一朗(ランドスケープ)
	花のまちづくりシンポジウム開催
	公益財団法人 浜松市花みどり財団
	はままつフラワーパーク 理事長 塚本こなみ
平成 30 年 10 月 5 日	第 9 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 30 年 10 月 6 日	第 8 回オータム・フラワー・フェス 【オータム・フラワー・ウィーク】
	(平成 30 年 11 月 13 日まで)
	第 24 回花のまちづくり推進大会他、平成 30 年度から、市内の花の施設で体験講座を開催する事で、同時期に開催される秋の花のイベントを一体的に広報する「オータム・フラワー・フェス」として開催

平成 31 年 1 月 25 日	景観まちづくりのつどい 2018 開催
	【第一部】宮崎市景観賞フォトコンテスト部門表彰
	(一般部門 18 作品、アンダー18 部門 6 作品　合計 24 作品)
	【第二部】 講演 「宮崎観光の父　岩切章太郎」
	テーマ ： 岩切イズム語り部　渡邊綱纜　氏に学ぶ宮崎の景観
	講　師 ： 渡邊綱纜氏
平成 31 年 3 月	緑の基本計画の改訂
令和元年 5 月	国土交通省の「ガーデンツーリズム制度」に「花ボラネットみやざき協議会」の庭園間交流連携促進計画「宮崎花旅 365」が第1回登録
令和元年 6 月	景観教室(令和元年 12 月までの 18 時間)
	実施校:大宮中学校、宮崎北中学校、高岡小学校(324 名)
	協力団体:(一社)宮崎県建築士会
令和元年 10 月 19 日	宮崎市景観まちづくり推進大会(会場:フローランテ宮崎)
	【第一部】
	・宮崎市風景絵画コンクール表彰
	・みやざき花と緑のフォトコンテスト表彰
	・宮崎市花のまちづくりコンクール表彰
	・緑化功績者表彰、推進員感謝状贈呈
	【第二部】
	講演「季節に合わせた寄せ植えの楽しみ方」
	講師:上田　広樹　氏(NHK「趣味の園芸」出演の寄せ植え作家)
	【第三部】
	ガーデナー養成講座(上田氏による推進員向けスキルアップ講座)
令和元年 10 月 28 日	宮崎花旅 365 シンポジウム(会場:宮日会館)
	【基調講演】八木　波奈子　氏(ビズ出版代表取締役)
	「宮崎花旅 365 の可能性について」
	【制度説明】脇坂　隆一　氏
	(国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室国際緑地環境対策官)
	【事例発表】林　克彦　氏(北海道ガーデン街道協議会会長)
	横井　吉隆(フローランテ宮崎園長)
	【パネルディスカッション】「ガーデンツーリズムのこれから～北海道から宮崎まで～」
令和 2 年 1 月	景観アドバイザー制度実施(令和元年度 1 回)
	・生目地域複合型施設における色彩及びサイン計画の検討
	アドバイザー:水間　京子　氏(色彩)
令和 2 年 3 月	宮崎市景観審議会「宮崎駅西口大型ビジョンの設置について」
令和 2 年 10 月 31 日	宮崎市景観まちづくり表彰式
	・みやざき景観100選フォトコンテスト 表彰
	・宮崎市花のまちづくりコンクール表彰
	・緑化功績者 表彰
	・花のまちづくり推進委員 感謝状贈呈
令和 3 年1月	宮崎市景観審議会「道路開通に伴う屋外公告物の規制の設定について」
令和 3 年 3 月 20 日	「ミヤザキ春の花まつり」を開催(令和 3 年 5 月 2 日まで)

令和 3 年 4 月 17 日	フラワーデモンストレーション＆トーク（会場：シーガイアコンベンションセンター） テーマ ：「花のある生活（日常への花の取り入れ方）」 講　師 ：ニコライ・バーグマン　氏

MIYAZAKI CITY

令和3年度版　宮崎市の景観概要

編集・発行／宮崎市都市整備部景観課
〒880-8505
宮崎市橘通西一丁目１番１号
TEL：0985-21-1817 FAX：0985-21-1816
発　行　日／令和３年６月